

觀概洲滿

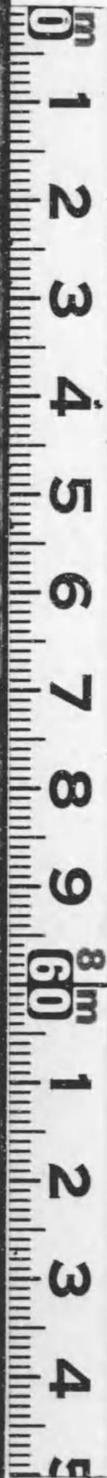
特255

829

×
複写



行刊·社聞新日日連大·社聞新日日洲滿



始



特255
829

躍進滿洲概觀



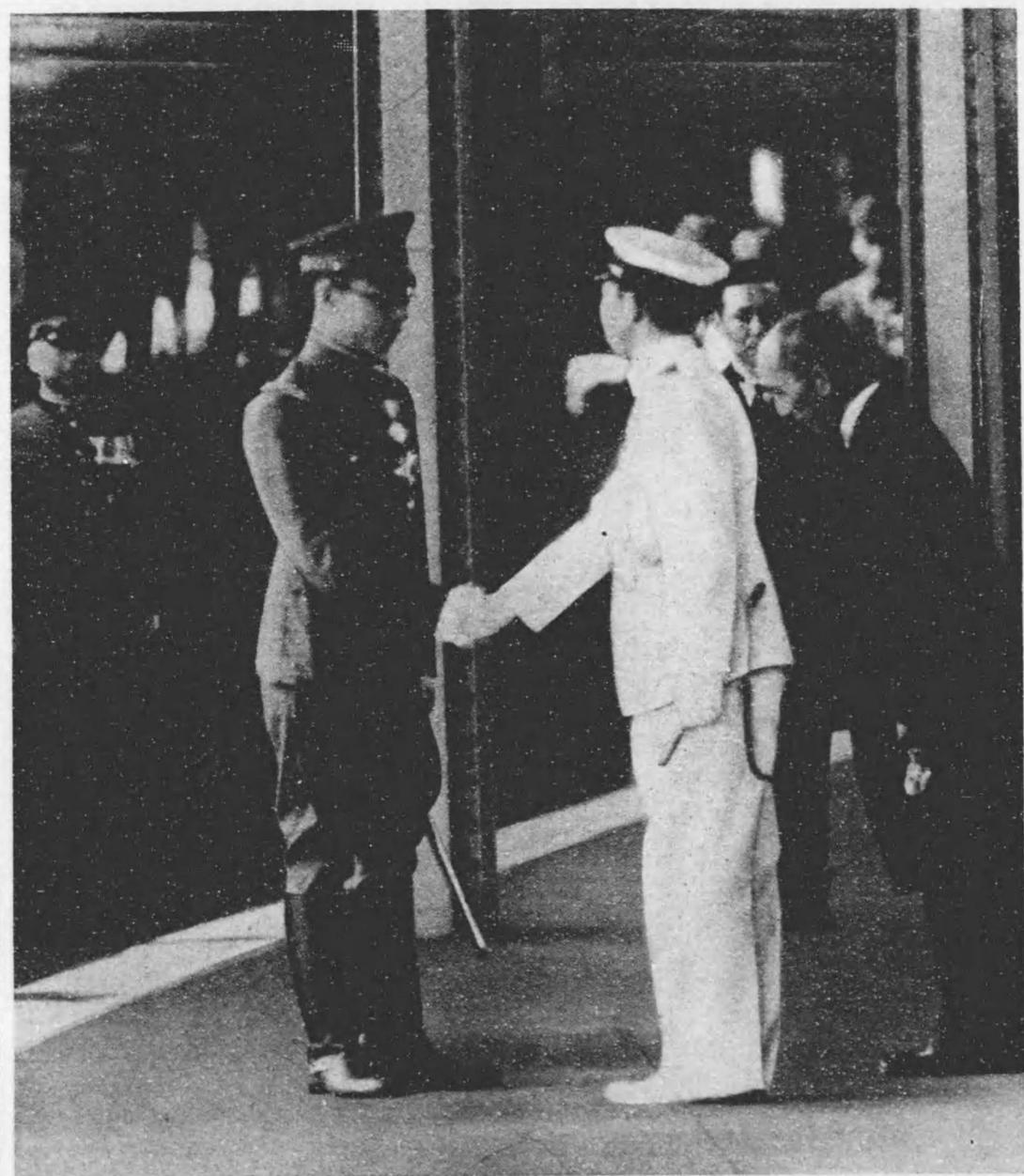
刊行
滿洲日日新聞社
大連日日新聞社



鳳翼万里



滿洲航空株式會社

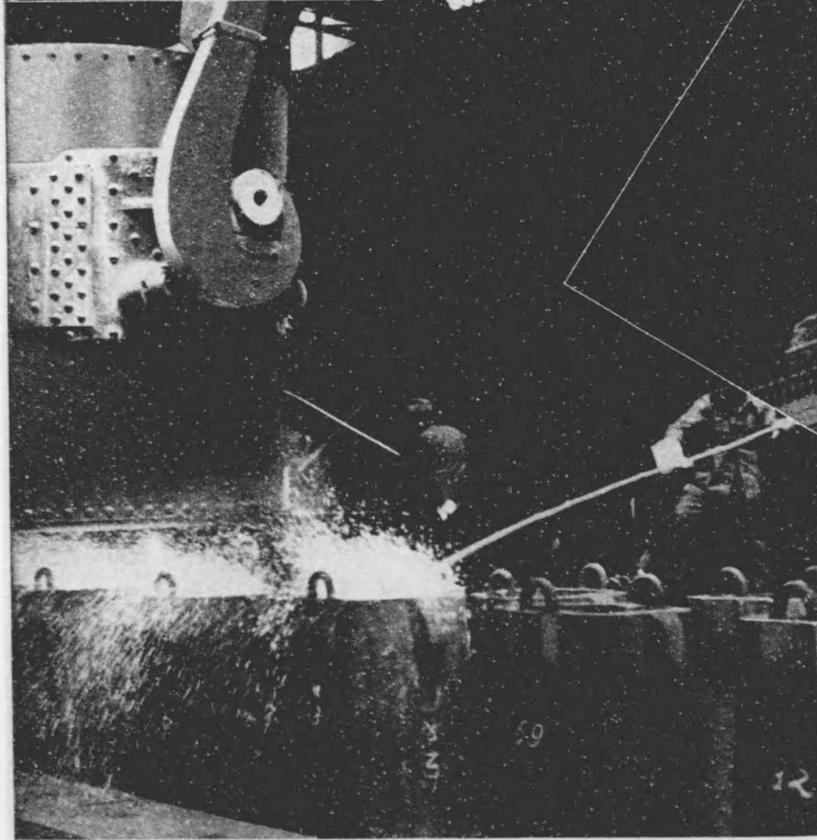
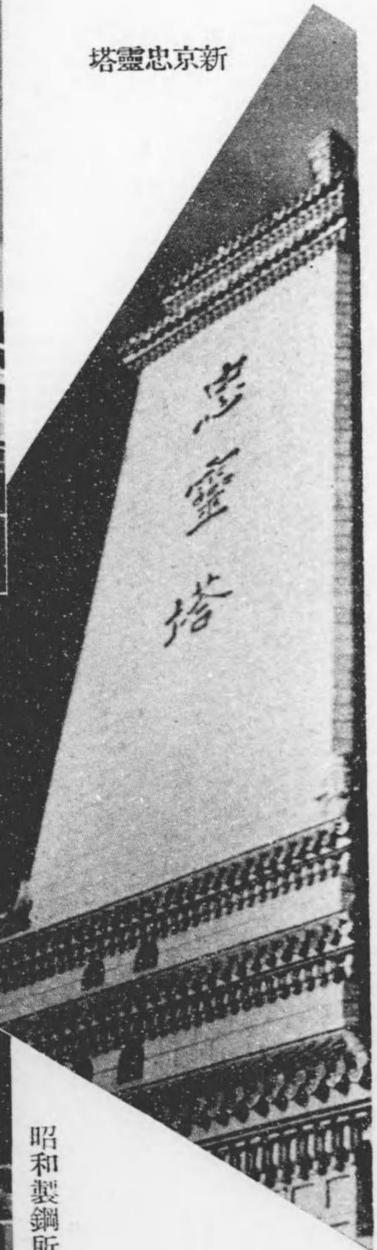


宮松高・京離御下陸帝皇國洲滿
(驛京東)手握御のれ別おと下殿



國務院(新京)

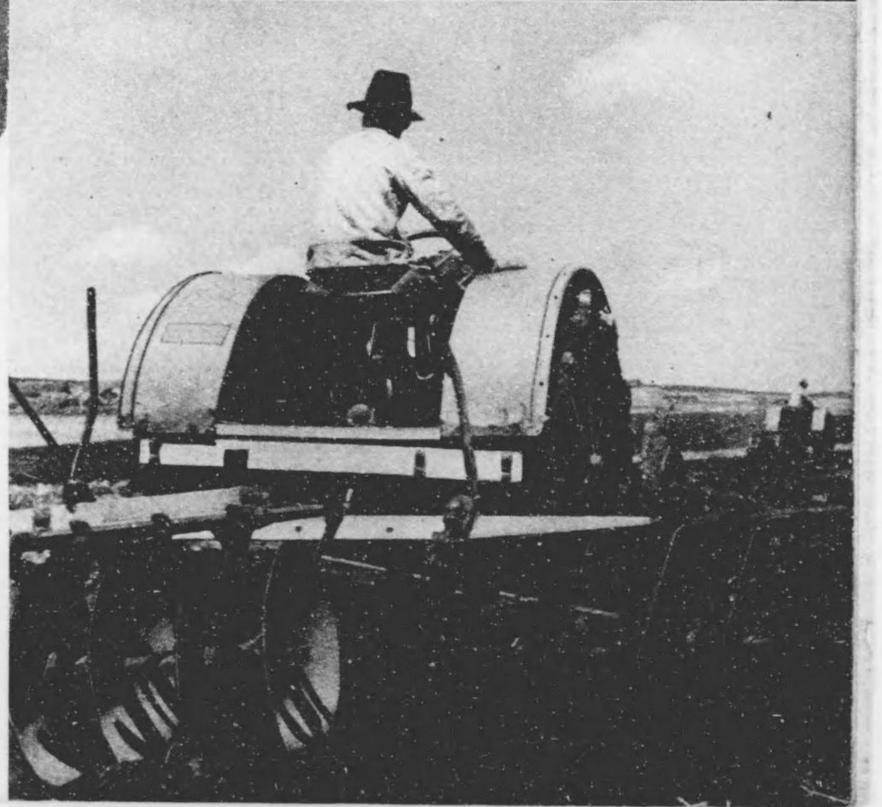
塔靈忠京新



昭和製鋼所鋼片作業



滿洲國軍の高射砲



大農法による耕作

[濟閔檢軍]

掘天露の礦炭順撫



畑豆大



高梁

積野の豆大



林森の滿東

[濟閱檢軍]



首都・新京

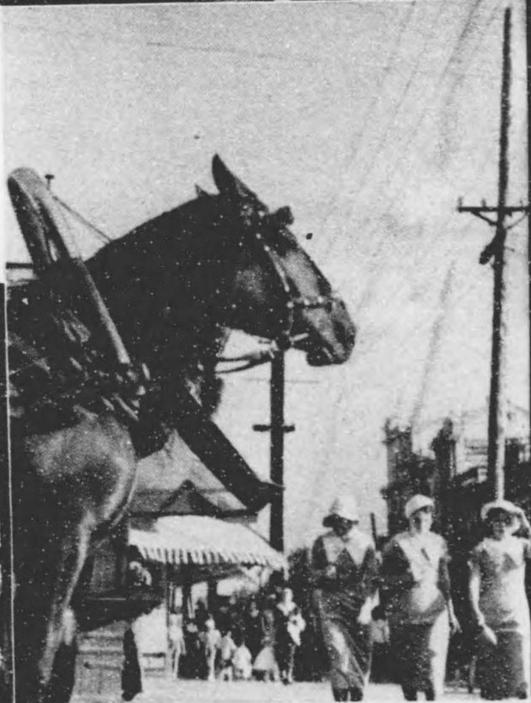


開拓地風景



作物の出來榮え

四平街



ハビルン

〔軍檢閱濟〕

高梁を刈る拓士



前 が き

世界新秩序建設のスタートを切つた滿洲事變十周年を機會に、驚異的躍進を續けつゝある滿洲國の眞實の姿を友邦日本に傳へ、日滿一體不可分の精神を強調するため滿洲日日新聞社・大連日日新聞社主催の下に滿洲帝國政府、協和會、南滿洲鐵道、滿洲重工業、滿洲拓植等の後援、關東軍司令部、駐日滿洲國大使館、陸軍省、海軍省、對滿事務局、拓務省等の贊助を得て四月一日東京を皮切りに名古屋、大阪、福岡、小倉の内地各都市に「躍進大滿洲展覽會」を連續開催することになつた。これと併行して、昭和六年の滿洲事變以後飛躍的發展を遂げた滿洲國の概要を「躍進滿洲概觀」として編纂刊行し、建國十年間に於ける滿洲國の歴史的展望を試みることにした。元より本書は展覽會を補足する意味できはめて短時日の間に編纂されたものであるから、發展過程の滿洲國の複雑な全姿相を微細にわたつて収録するを得なかつたが、少く共本書によつて滿洲國の現勢概觀の主要を知る一助ともなれば幸である。



大石橋娘の祭人生形
上右・松花江氷の上の洗禮祭
下右・承徳の喇嘛寺

躍進滿洲概觀 目次

卷頭……ケラフ

前がき……………一

一、滿洲建國史……………七

- (一)建國前後 (二)建國運動 (三)滿洲國成立 (四)日本の承認 (五)日滿議定書
- (六)國際聯盟と滿洲國 (七)國家組織 (八)協和會運動 (九)帝制樹立 (一〇)秩父宮殿下の御來滿 (一一)皇帝陛下の御訪日
- (一二)回鑾訓民詔の煥發 (一三)文教の振興 (一四)匪禍肅清 (一五)國軍の建設 (一六)財政の確立 (一七)金融の統一 (一八)商業開發經濟建設 (一九)躍進一途の交通 (二〇)

治外法權の撤廢

二、滿洲事變……………二六

- (一)誘因 (二)發端 (三)經過 (四)結末

三、ノモンハン事件……………三九

四、滿洲文化の變遷……………三九

五、民族協和の國……………三九

- (一)序 (二)人口 (三)位置 (四)主要都市人口 (五)氣象

六、政 治……………三七

- (一)帝制の實施 (二)中央行政機構 (三)

政治統治組織一覽 (四)省別縣市旗名

七、協和會生成……………三九

(一)發達の過程 (二)協和會の組織 (三)滿洲帝國協和會綱領 (四)滿洲帝國協和會機構略圖

八、外 交……………四三

(一)日本關係 (二)新支那關係 (三)蒙古聯合自治政府との關係 (四)獨逸關係 (五)伊太利關係 (六)西班牙關係 (七)波蘭關係 (八)其他の諸國との關係

九、軍 事……………四六

(一)國軍概説 (二)國兵法 (三)奉天軍官學校

一〇、司法・警察……………四九

(一)序 (二)司法機關 (三)警察機關

一一、産業開發五箇年計畫……………五一

一二、北滿振興計畫……………五二

一三、對滿投資……………五三

一四、滿洲の特殊會社……………五三

一五、開 拓……………五五

(一)開拓民 (二)青少年の母・寮母 (三)安拜開拓女塾

一六、金 融……………五九

一七、通 貨……………六〇

一八、貿 易……………六一

一九、保 稅……………六四

(一)保稅貨場 (二)保稅倉庫 (三)保稅工場

二〇、工 業……………六五

(一)序 (二)躍進する滿洲の工業界 (三)大豆工業

二一、金 礦……………六九

二二、水力電氣……………七〇

(一)序 (二)湖底に沈む部落

二三、東邊道の概観……………七〇

二四、商 業……………七一

(一)概況 (二)商業關係團體 (三)内外卸賣物價指數

二五、農 業……………七三

(一)概説 (二)耕地 (三)農業五箇年計畫 (四)興農合作社

二六、林 業……………七六

(一)概況 (二)パルプ工業 (三)林業の近情

二七、水産業……………七六

(一)概説 (二)河川漁業 (三)沿海漁業 (四)鹽業 (五)鹽政と鹽務機關

二八、畜産業……………八〇

(一)概況 (二)家畜分布狀況 (三)畜産開發五ヶ年計畫

二九、交 通……………八一

(一)序 (二)北鐵接收 (三)あしあ (四)興亞特急 (五)日滿連絡 (六)滿洲航空會社

三〇、通 信……………八六

(一)郵政 (二)電政

三一、教 育……………八八

(一)學校教育 (二)社會教育

三二、宗 教……………九〇

(一)概説 (二)神社 (三)忠靈塔

三、社會・衛生施設……………三	(一)社會施設 (二)衛生施設 (三)在滿日 本人の健康狀況
四、生 活……………九五	
五、觀光地……………六	
六、土俗人形……………九七	(一)序 (二)日滿支間旅行特別の注意 (三)軍事機密地域旅行者の注意
七、旅行上の注意……………九	
八、祝祭日一覽……………一〇一	

躍進滿洲概觀 目次 終

一、滿洲建國史

一 建 國 前 後

滿洲は滿洲建國の前までは東北四省といはれて、支那本土の東北に位し、北と東はソ聯シベリアに、東南は朝鮮に、西は内外蒙古に、そして西南は萬里の長城をへだて、中華民國の河北省に接してゐる。日本内地の誰もが、滿洲といへば涯てしない曠野と禿山ばかりの土地だと思ひ込んでゐるやうだが、滿洲國の東半分は殆んど山又山で、晝なほ暗い森林があり、北西の小興安嶺方面は太古さながらの密林地帯であり、この中心を南流して渤海に入る遼河と、北流して滿洲國境の黒龍江本流に注ぐ松花江の流域に一望千里の大平原が展開し、涯てしらぬ沃野がつらなり、世界の穀倉とさへ謳はれてゐる。

この沃土も、建國以前には「化外」とか「塞外」などと稱され、支那國家の恩恵を蒙ることもなく放置された許りか、この地方の農民の粒々辛苦による勞働の美果は、悉くこの地に蟠居してゐた地方軍閥の爲に誅求搾取され、人民は塗炭の苦しみに喘ぐ状態であつた。

その上、東北四省は昔から國際勢力の争鬪場であり、東亞のバルカン—東亞の火藥庫として不斷に戦亂、政争、篡奪の地であつた。

殊に大正五年張作霖が奉天督軍に任ぜられて以來、張家二代軍閥の勢威は滿洲の事實上の主權者として、軍費捻出の爲に不當課税、強制徴發、青田買占、紙幣濫發等の惡辣なる手段によつて民衆から財物を掠奪する他、思ひ上つた彼ら軍閥は、日露戦争によつて血で購つた我が滿鐵線の包圍、排日教育、日貨排斥、朝鮮人壓迫等によつて日本人を此の地から追ひ拂はうとしたのである。

かくて圖に乗つた彼らは日本朝野の隱忍自重を尻目に、小幡公使のアグレマン拒否事件、萬寶山事件、中村大尉事件等を惹き起し、滿洲に於ける日本人の權益無視はその極に達したのである。

そして遂に昭和六年九月十八日午後十時半奉天郊外柳條湖附近の滿鐵線が支那兵の手によつて爆破されたことが報ぜられたのである。

かくて事變は皇軍の疾風迅雷的活動により、明けて大同元年（昭和七年）一月三日錦州城入城を期として滿洲平定は成り、こゝに滿洲建國運動の素地が作られたのである。

二 建國運動

事變によつてさしも榮華を極めた張家は没落し去り、舊地方軍閥は全く掃蕩され、政權を繞る要人、

政商、貧官汚吏の徒も相携へて逃亡、残された純朴な民と、昔日來樂土建設を高唱して來た文治派を初め軍閥政治にあきたらなかつた者たちは、擧つて新國家創建の運動を開始したのである。

奉天、吉林、北滿特別區、黑龍江、熱河の各省は相次いで獨立を宣言し、治安維持會をつくり、殊に奉天を中心とする獨立運動は漸次擴大され、之らの地方自治團體を指導し、有機的に統合するため奉天に自治指導部が設けられ、于冲漢はその部長に就任した。

民衆の新國家樹立要望の聲は澎湃として全滿に漲り、同年二月十六日奉天の張景惠邸に於て臧式毅、熙洽、馬占山、趙欣伯等の民衆代表が相會し、新國家建設に就て熟議し、十八日委員長竝に委員連署を以て獨立宣言文を發表した。

即ち「獨立の目的は王道主義による善政を布き、三大使命を果すにあり」として中外に之を宣布した。この三大使命とは

- 一、四民を蘇生せしめ、善政を布く
- 二、門戸開放、機會均等
- 三、赤化防止

かくて二十五日組織大綱及新國家建設に關する通電を内外に發し、二十九日全滿建國促進聯合大會が開催され、溥儀氏を元首に推戴すべき議案を滿場一致可決したのである。

三 滿洲國成立

東北行政委員會は二月二十五日國家の大綱を次の如く發表した。

- 一、新國家は滿洲國と稱す
 - 二、滿洲國の元首を執政と稱す
 - 三、滿洲國の國旗を新五色旗とす
 - 四、新國家成立と同時に年號を更めて大同と稱す
 - 五、新國家の政治は民本主義による
 - 六、首都を(長春)新京に定む
- ついで二十九日政府組織法並びに人權保障條令を決定し、國家の基礎は全く成つたのである。

四 日本の承認

かくして滿洲國は完全に獨立國家としての體制を整へるに至つたが、國際的に外交關係を設定するには列國の承認といふ法的手續を必要とする。建國の過程に於て日滿兩國の歴史的使命は、將來の不可分關係を約束して日本が滿洲國を承認して國家的な基礎を強固ならしめ東洋平和の礎石たらしめんとする

のは不動の國策として期待されてゐた。大同元年六月四日謝外交部總長は奉天で本庄關東軍司令官と會見し、日本の滿洲國承認促進方を懇請した。次いで内田滿鐵總裁をも訪問、同様に懇請し、一方滿洲國協和會においても使節を日本に特派して、積極的に承認促進運動を展開し、大いに日本朝野の輿論を喚起したのである。

日本側でも昭和七年(大同元年)の臨時議會で滿場一致滿洲國承認決議案の可決を見、大同元年九月十五日新京執政府において鄭國務總理と武藤全權大使との間に「日滿議定書」の莊嚴な調印式が行はれ、ここに東洋永遠の平和が確保されたのである。

五 日滿議定書

日本國は滿洲國が其の住民の意志に基きて自由に成立し獨立の一國家をなすに至りたる事實を確認したるに因り滿洲國は中華民國の有する國際約定は滿洲國に適用し得べき限り之を尊重すべきことを宣主せるに因り日本國政府及滿洲國政府は日滿兩國間の善隣の關係を永遠に鞏固にし互にその領土權を尊重し東洋の平和を確保せん爲左の如く協定せり

- 一、滿洲國は將來日滿兩國間に別段の約定を締結せざる限り滿洲國領域内に於て日本國又は日本國臣民が從來の日支間の條約協定其の他の取極及公私の契約に依り有する一切の權利利益を確認尊重すべし。
- 二、日本國及滿洲國は締約國の一方の領土及治安に對する一切の脅威は同時に締約國の他方の安寧及存立に對す

る脅威たるの事實を確認し兩國共同の防衛に當るべきことを約す、之が爲所要の日本國軍は滿洲國內に駐屯するものとす。

本議定書は署名の日より效力を生ずべし、本議定書は日本文及漢文を以て各二通を作成す、日本文本文と漢文本文との間に解釋を異にするときは日本文本文に據るものとす。右證據として下名は本國政府より正當の委任を受け本議定書に署名調印せり、昭和七年九月十五日即ち大同元年九月十五日新京に於て作成す

日本帝國特命全權大使 武 藤 信 義 ㊦
滿洲國國務總理 鄭 孝 胥 ㊦

六 國際聯盟と滿洲國

滿洲事變は支那側の要求によつて國際聯盟規約第十一條に基き折柄開會中の理事會の審議に附せられることとなつた。よつて日本側は滿洲事變が支那側の攻撃に對する自衛のための行爲であると徴に入り細に入り説明したにも拘らず、聯盟理事會は理解するに至らずつひに十三票對一票を以て日本の事變解決の基本大綱を不成立に終らしめ對日撤兵案を支持した。

引續き國際聯盟理事會は一九三一年十二月パリで開かれた總會の決議にもとづき「日支兩國間の平和の基礎を攪亂する懼れある一切の事情の實地調査をなす」ために調査委員會を組織し委員としてリッ

トン卿(英)クロードル將軍(佛)シュリーネー博士(獨)マレスコツテー伯(伊)其他諸氏、日本より吉田茂大佐、支那より顧維鈞が任命されて、大同元年(昭和七年)二月二十九日日本に到着、三月十三日上海に至つてより約一ヶ月に亘つて上海、南京、漢口、北平を視察した後、滿洲國に入り約二ヶ月を要して調査資料の蒐集を行つた。

この結果を詳述せる所謂リットン報告書なるものを大同元年九月四日に完成、十月二日壽府と東京に於て發表されたが、内容一般を通じて極東の認識を缺き日支紛争の真相を究めたものでなく、徒らに滿洲國の存在を無視せんとする意圖により書かれて一顧する値もなきものであつた。

七 國家組織

大同元年三月建國宣言を中外に公表して成立した滿洲國は、三月九日の建國式典の日を以て政府組織法、人權保障法、國務院其他の各部局官制を發布し、國家活動の原則を闡明したが、著々近代法治國家としての體整整備につとめ數次の改革を経て王道政治を三千萬民衆が謳歌する機構となつた。滿洲國が事變後の一大轉換期に於て軍閥專制の再來を斷乎として排斥して近代國家の成立を望んだのは當然であり、それがまた一般民衆の聲でもあつた。よつて政治組織は世界に類例のない獨得なものとなり、國策の遂行、政策と財政の一致、人事任命權の中央把握等に深遠な考慮を拂ひ、國務總理をして各部長を總

括する最高行政責任者たらしめ、其直屬機關として總務廳を設置し、人事、豫算、需用、宣傳、法制等の統括的職能は之を總理の直轄事項とし、各部に於ても總務司をして部内の統制に當らしめることになつた。

八 協和會運動

協和會は滿洲事變前、舊張家政權の飽くことなき暴政に對して、三千萬民衆が奮起したことがその成立の端となつてゐる。つまり事變前の滿洲青年聯盟や大雄峯會の運動がそれであり、事變直後の自治指導部の成立とその建國運動がそれである。

大同元年三月滿洲國が成立すると、自治指導部の一半は官に入つて政府の要所に就き、一半は野にあつて協和會を結成した。さうして建國精神の母體から大同元年七月二十五日生れ出た協和會は、國家草創の際政府を輔け堅實な建設工作に没頭、ために國內の行政機構は充實し、産業開發もまたその緒につき、第二次建設計畫に入ると、この新たな飛躍期に對應するため、全般的の機構改革を斷行（康徳三年七月二十五日）政府と一體となつて建國精神の發揚に邁進することとなつた。

九 帝制樹立

順天安民を至高の國是とし、萬邦協和を建國の理想とする滿洲國は、建國二周年の記念日に當る康徳元年三月一日をトし、東洋古來の政治思想に立脚する王道政治の具現である「庶民統治の命を天に享承せる」第一世皇帝の即位大典を擧げ、ここに萬世不易の王道帝國の樹立を見るに至つた。

すなはち建國以來二星霜夙夜統治の大任に當られたる執政の御高德により、政治は翕然として三千萬民衆の信望を御一身に聚めさせられ、天命に順ひて帝位につかれんことを翹望する民聲は、全滿の天地に滿ち溢れたのである。

ここに於て鄭國務總務は大同三年一月二十日國務院に新國是決定、皇極奏請の重臣會議を開催、建國二周年記念日である三月一日をトして三千萬民衆の翹望に應へ天命を敬承して即位式を舉行せられんとを執政に奏請すると、重大國是を議決した。それにより鄭國務總理は直ちに執政府に參上、執政に謁して重臣會議の議決した重大建白書を捧呈、その聽許を伏奏し、執政におかれては「天命の降下を感得し、順天安民の大義に則りて新國是を嘉納する」旨、仰せ出され、ここに意義深き滿洲國帝制の政府聲明となり、國是を内外に宣明することになつた。かして英明文武の執政は天命と人民の至情により康徳元年三月一日國都新京において即位式をあげさせられたのである。

この日、三日間に亙る潔齊を修められた新帝は午前八時、新京郊外杏花村に設けられた天壇の式場へ沿道官民の奉迎裡に御到着、鄭國務總理以下文武百官竝に菱刈大使以下外賓の出迎へを受けさせられ、

滿洲古風の御禮装もいと嚴かに、天壇上に南面せられて御着席、此時蟠柴迎神の儀あり、續いて、皇帝は神案の前に進ませられ、玉を薦し定位に復して禮拜遊ばされ更に再び神案の前に進ませられ三爵、祝文を獻じ定位に復せられ再び奉禮、祝文を獻じて定位に復せられ又拜禮、次いで承聖の儀あり、終つて送神の儀、送燎の儀あり、ここに滞りなく式典を終へさせられた。

續いて正午より登極の儀をとり行はせられ、玉音朗かに詔書を宣誥遊ばされ、全國民に帝制の宣明をなされたのである。帝政樹立といふことは建國以來執政が深く天意の存するところを御體得せられ、順天安民の仁政に努められた御爲めであつて、内治外交の實績は大いに擧り、諸政の改善著しきものあり、又善隣日本との友好關係は愈々敦厚を加へつつあるが、これは執政の御明徳が天意に感應するに非れば出來ないことであつて、今ここに執政が帝位に即かれ、滿洲國の國礎を泰山の安きに置き、建國の理想、具現に向はれることは、天の啓示が示現した結果であつて、誠に意義深きものである。

一〇 秩父宮殿下の御來滿

帝政實施とともに大日本帝國の 天皇陛下には御名代として秩父宮殿下を我國に御差遣遊ばされることとなり、殿下は軍艦足柄に召され、康徳元年六月五日大連港御着、六日御上陸の上一路國都新京へ向はせられ、午後六時 皇帝陛下の御迎へを受けさせられ新京驛御着、かたき御握手を交させ給ひ、ここに

歴史を飾る日滿國交親善の情景を展べられた。

明くれば七日午前九時四十分、御名代殿下には宮内府に御參内あそばされ、勤民樓正殿において 皇帝陛下ならびに皇后陛下に御對面遊ばされ、皇帝陛下へは大日本帝國 天皇陛下の御親書竝に大勳位菊花大綬章を、皇后陛下へは勳一等寶冠章を贈進あそばされ、今日の尊き御使命を御傳達あらせられた。これに對し 皇帝陛下には御懇篤なる御答禮あり、日滿國交史上、最も重大なる御儀を終へさせられたのである。御名代殿下には其後國都新京に於ける御日程を恙なく完了あそばされて、十三日御離京、途中奉天に御立寄りの上、六月十六日再び軍艦足柄に召され恙なく御歸國あそばされたのである。

一一 皇帝陛下の御訪日

皇帝陛下には、康徳元年(昭和九年)三月御舉行あそばされた帝位登極の御大典慶祝のため、大日本帝國 皇室から御名代秩父宮殿下を御差遣あそばされたのに對する御答禮、竝に建國以來善隣のため終始不易の熱意を以て多大の犠牲を拂ひ王道理想國家建設の聖業を支持し、且つ援助しつつある友邦日本の交誼に對して、皇室を始め奉り全國民に感謝の意を表せらるるのみならず、日滿親善の範を躬を以て御示し遊ばされる御意圖の下に尊貴の御身を以て康徳二年四月萬里の波濤を越えさせ給ひ、盟邦日本を御訪問、日滿兩國史上に燦として嚴肅なる御交驩を遂げさせられ、兩國不易の交誼を具顯遊ばれた。

四月六日午前十一時三十分皇帝陛下には東京驛御著、殷々たる皇禮砲裡に盟邦日本の帝都に第一步を印せられ、畏くも天皇陛下には皇帝陛下の前に玉歩を運ばせ給ひ御固き御握手を交させ給ひ、御遠來の勞を犒らはせらる御言葉あり、皇帝陛下には晴れやかに御答禮あそばされこゝに日滿兩國元首の初の御會見は終らせられた。

この一事こそ、まことに曠古の盛儀、日滿一億三千万國民の永遠に忘ることの出来ない歴史的情景である。かくて皇帝陛下には一旦御旅館赤坂離宮に入らせられたが、午後一時四十分御旅装を解かれる間もなく秩父宮殿下御同列にて離宮を御出發、宮中に參入あらせられ、鳳凰の間において、天皇皇后兩陛下と御對面あそばされ、天皇陛下に對し奉り大勳位蘭花章頸飾を皇后陛下には大勳位蘭花大綬章を御贈進あそばされた。

かくて日滿兩國皇室の御交驩一入深く、皇帝陛下には御恙がなく御日程を終へさせられ、四月二十七日午後五時三十分御歸着あそばされたのである。

一二 回鑾訓民詔の煥發

國都に御歸還あらせられた皇帝陛下には四月三十日在京簡任官以上を御召しになり、建國以來の盟邦日本の絶大なる協力に對する御謝意と日滿不可分の關係を御力強く宣はせられ、今後日滿兩國は東洋文

化を基調として世界平和の確立に精進すべしと御諭し遊ばされ、次いで五月二日回鑾訓民の優渥なる詔書を賜り、大御心の存するところを明確に御指示遊ばされた。

一三 文教の振興

舊軍閥時代は教育の普及向上などといふことは殆んど無關心に過されてきたが、建國以來、かゝる點を是正し、精神教育と實業教育の徹底を以て、實生活に即せる教育を行つて來た。即ち勞作の美風と勤勞愛好の精神を養成し、人格の陶冶、徳性の涵養に資すると共に産業經濟の發展に寄與することを主眼としたのである。文教に關する施設としては、學校教育、社會教育、その他の諸種の文化事業に就いては次の如く大別することが出来る。

初等教育——國民學會（國民義塾）、國民學校、國民優級學校

中等教育——國民高等學校、女子國民高等學校

高等教育——大學

師道教育——師道學校、師道高等學校、主管大臣指定の大學、其他の學校、教育施設

職業教育——職業學校

一四 匪禍肅清

滿洲事變が世界の耳目を衝動せしめた當初、關東軍の一撃を受けて張學良麾下の舊東北軍は脆くも潰走し、大部分は錦州方面に敗退したが、逃げ場を失つて四散逃竄した敗殘兵は、匪賊化して各所に於て日本兵に反抗を試みた。當時、其の數は三十萬を超ゆるとも謂はれ一時滿洲の治安は少なからぬ不安に脅されたので、剿匪工作は我が國に課せられた最初の役割となつたのである。

然るに友邦日本の熱情溢るゝ協力は、日滿共同の剿匪工作となつて現はれ、第一次東邊道地方及び京奉・吉・龍地方の掃匪、馬占山の討伐、蘇炳文討伐、安奉線三角地帯及び吉林省東境並に遼河四角地帯の掃匪、熱河作戰等、大同元年十月より翌二年十月に至る間十數回の剿匪行が行はれ、大なる成果を治めることが出來た。その後も不斷の剿匪行は續けられ、大同二年八月末には早くも奉天省一萬五千五百、吉林省二萬五千、黑龍江省五千三百、熱河省一萬五千五百、興安省三千八百、計六萬五千百人を撃滅するに至つた。引續き康徳元年の東邊道、吉林の討伐、康徳二年の冬季大討伐等により康徳四年三月には一萬餘と著減し、建國當時の三十餘萬に比すればまことに感慨無量のものがある。

一五 國軍の建設

建國と同時に國內各地方に蠢動する匪賊の討伐、治安の確保等のために國軍が建設された。即ち大同元年三月九日軍政部の官制發布と共に陸海軍條令が制定され、こゝに陸海軍に對する軍令が定まり、軍

政部は中央統軍の機關として地方軍隊を一律に中央機關に隸屬統合せしめ、軍閥時代の私兵より、國家の干城としての國軍の新精神を扶植するに至つた。そして反滿兵匪の討滅に専心するのならず、軍事機關を漸次創設、優秀なる幹部を養成して整備し、熱河肅清を終ると共に第一次各軍の編成改正に著手、馬政局並に、憲兵養成機關の設置等を経て、帝制實施とともに宣誓式の制度、軍人誓文八ヶ條の制度、軍旗親授、大典觀兵式舉行、皇帝親裁特別大演習實施などが相次いで行はれた。

一六 財政の確立

舊軍閥時代の財政は全く放漫そのものゝ状態に放置されて、歳計不足すれば發券銀行券の増發で一時を糊塗するなど、民衆の負擔常に多く、且つ紙幣に對する不信用、又は經濟機構の發達阻碍など殊に甚しかつた。

然るに建國以來、斯かる弊を是正し堅實なる財政を確立して通貨の信用を維持し、その信用を基礎にして國內信用制度を發達せしめ産業開發の基礎を作ることとを主眼としたので、建國以來三年、早くも財政の基礎強固となり世界列強が赤字財政で喘いでゐる時獨り滿洲國のみ黒字財政を誇示するに至つた。初め大同元年度の豫算編成の根本方針は

(一) 増税をなすこと

(二) 滿洲中央銀行に對し過度の負擔を與へざること

であつて、歳出にあつては治安の維持を第一義として來たのである。かうして累年順調に経過した財政は康徳二年に至り驚異的の躍進を遂げた。即ち康徳二年度一般會計豫算は歳入・歳出各約一億五百萬圓、特別會計を通じて歳入約一億三千百萬圓、歳出約九千八百萬圓となり、康徳三年度歳入、歳出の總豫算各二億一千九百四十萬圓、康徳四年には非常時局に對處するため一般政費を出来る限り抑制して編成したので歳出入の總額は二億四千八百九萬餘圓となり、前年度豫算額二億一千九百四十萬圓に比すれば二千八百六十萬圓の増加となり、累年増加して、堅實なる財政状態を示してゐる。

一七 金融の統一

舊政權當時に最も紊亂してゐたのは幣制であつた。治安の確立と幣制の統一を最急務として建國三ヶ月後滿洲中央銀行を設立して、この大業に當らしめたのである。中銀は東三省官銀號、吉林永衡官銀號、黑龍江省官銀號及び邊業銀行の四行を合併し、舊銀行の發行してゐた紙幣の全部引繼をしたが、この舊幣は十五種類、百三十六券種の多數で、これを整理し引繼いた金額は一億四千二百二十三萬圓であつた。これと共に馬大洋票、熱河票各種の私帖の整理、過爐銀、鎮平銀、大小洋銀等の特殊通貨も整理され、國內は國幣一本建に統一された。

滿洲中央銀行——大同元年六月十一日の法令により政府の特設した銀行であつて、その使命は(一)幣制を統一し通貨を安定せしめ、(二)中央銀行として機能を盡すと同時に一般の銀行業務に任じ(三)金融の統制、各種金融機關の整備信用制度の發達を圖るにあつて、この他の一般銀行の業務をも行ふのである。滿洲興業銀行——康徳三年十二月三日、勅令第七十二號に基き特殊銀行として設立された當行は、一般銀行業務の他に滿洲興業債券を發行し得る特典をもつてゐる。

一八 産業開發經濟建設

滿洲國は地大物博にして東亞の寶庫と稱されてをり、建國と共にこの資源を開發して國民民福を圖らんとし、建國宣言にも「實業を奨勵し富源を開闢し」とあつて、著々實施されて來た。大同二年四月一日、即ち建國一周年を期して、經濟建設綱要を示し王道主義に基く經濟政策を中外に宣明してゐる。それは無統制な資本主義の弊を矯め、必要の國家統制を加へることにより、資本の活用を行ひ國民經濟の健全なる發達を主眼として

- (一) 國民全體の利益を基調とした利源の開拓、實業振興の利益が一部階段に壟斷さる、弊を除き萬民共榮を目的とする
- (二) 國內賦存のすべての資源を有効に開發し經濟各部門の綜合的發達を圖るため、重要經濟部門には國家統

制を加へ合理化方策を講ずる

(三) 利源の開拓、實業の奨励に當りては門戸開放、機會均等の精神に則り廣く世界に資源を求め、特に先進諸國の技術經驗その他文明の粹を集めてこれを適切有效に利用する

(四) 東亞經濟の融合合理化を目的とすると共に、善隣日本國との相互依存の經濟關係に鑑み、同國との協調に重點を置き相互扶助の關係を益々緊密ならしむ

等を根本方針として經濟建設に邁進したのである。農産業部門もこの大綱に基き、大豆の改良増殖、小麥の増産、棉花、柞蠶の増産が相次いで行はれ、畜産、林業、水産等も改良・増産に力強く出發した。また鑛工業部門も豊富なる資源を大きな背後力として、特殊會社たる滿洲石油會社、滿洲炭礦會社、滿洲採金會社、滿洲鑛業開發會社等を設立して漸次軌道に乗り躍進産業滿洲の様相を形成し、統制企業たる金屬機械、油脂、パルプ、曹達、酒精、柞蠶、紡績、セメント、製粉、醸造等の諸工業も當局の助成により發展し、奉天の鐵道西口は一大工業地帯を現出するに及んだ。

一九 躍進一途の交通

滿洲開拓の尖兵は鐵道であつたが、建國後鐵道は躍進的な發展を示した。即ち既設の鐵道を凡て國有として、一應交通部の監理下に置いたが、大同二年三月一日の滿洲國經濟建設要綱中に鐵道政策を「鐵

道建設は經濟開發を主眼として、併せて國防の安固及治安の維持を期するを以て其の方針とす、主要鐵道はこれを國有として統一經營す」と宣明し、日滿兩國の不可分關係より全滿鐵道の有機的聯繫と綜合的經營を企圖して、國有鐵道の建設經營一切を擧げて滿鐵に委任することに決定、滿鐵は鐵道の有する重大使命に鑑み爾來、銳意擴充に努めて來た結果、最近に至り一萬キロを突破するに至つた。

かゝる鐵道の整備に伴ひ、國道の建設も相次いで行はれ、大同二年三月國務院直屬の國道局を設けて著々その成果を擧げて來た。

二〇 治外法權の撤廢

滿洲國は日滿議定書第一項に於て將來別段の約定を締結せざる限り、その領域内に於て日本が日支間の條約により有する一切の權利・利益を尊重すべきことを約束して居り、従つて日本が支那に於て享有する治外法權は、そのまゝ滿洲國領内にて引續き認められてゐた。

然るに滿洲國が日本と不可分の關係を持し、獨立國として健全な發達を遂げるためには、この治外法權なるものは阻碍の恐れ無きにしもあらずとする機運が感じられ、日滿一如の精神を具現するには早急の撤廢が必要とされ、兩國の數次に亘る協議の結果、遂にこれを決定することになつた。治外法權の移讓は以上の如く全く日本の好意による自發的措施であつて、我が國の要求に基くものでなきは銘記すべ

きことである。この決定に伴ひ日本、並に吾が國で鋭意準備を整へ、康徳三年六月十日「滿洲國に於ける日本國民の居住課税に關する日本國滿洲國間條約」が新京に於て兩國全權の間に調印され、治外法權撤廢の第一歩を踏み出し、逐次完了されたのである。

二、滿洲事變

一 誘 因

日清・日露の兩戰役で幾多の尊い生命と巨億の國帑を犠牲にして築き上げた滿蒙に於ける日本の特殊地位に對して、時の支那南京政府及び東北軍閥張學良政權は、機會ある毎に日本の生命線を根こそぎ覆へさうと、執拗な策動を續けてゐた。それが日露ポーツマス條約、日清滿洲善後條約及び附屬協定、同祕密議定書の内容破毀、その他種々の條約・契約の蹂躪となつて現はれ、南京政府、遼寧政府の排日運動、日貨排斥等々、各方面に互つて日支衝突の危機が醸成されつつあつた。

さうした險惡な空氣を彌が上に煽るやうに、昭和六年六月二十七日に中村大尉虐殺事件が起り更に七

月には、支那官憲の在滿半島人農民に對する壓迫から紛争を生じて萬寶山事件が勃發し、奉天附近では鐵道妨礙事件が頻出するといふ、支那側の挑戰的な態度は益々露骨になり、日支の國交は遂に一觸即發の最惡の情勢となつてしまつた。

二 發 端

昭和六年九月十八日午後十時、奉天の北方北大營から一五〇〇米距る地點、柳條湖附近で、王以哲部下の支那兵が滿鐵線を爆破した。折柄夜間警備演習中だつた我が獨立守備隊第三中隊は、それと知るや直ちに追撃すると、附近の高梁畑に潜んでゐた支那兵約五百が、突如我に向つて射撃して來たので、中隊長川島大尉は急を奉天獨立守備隊第二大隊長島本中佐に告げ、同中佐は軍司令部、沿線要地に急報すると共に部下を率ゐて時を移さず敵の兵營北大營攻撃を開始した。

三 經 過

奉天附近の戰鬪は、奉天獨立守備隊の川島中隊は第五大隊の一部と共に十九日未明には北大營の敵を掃蕩占據。平田部隊は同日の午前三時に奉天城門を陥れて城内を占據。多門部隊主力は同日の午後二時東大營を占據。關東軍司令官本庄繁中將は十八日夜、戰鬪開始の報告に接して翌十九日には軍司令部を

奉天に移し、遼陽第二師團の主力を奉天に集中した。

一方、在長春大島部隊は奉天附近の戦況に對應、自衛のために十九日主力を以て寛城子支那兵營を攻撃、未明に至つてこれを占據。同時に公主嶺獨立守備の先鋒は南嶺を攻撃し、十九日正午にはこれを占據。これと前後して昌圖、營口海港軍營、吉長鐵路局、吉林、撫順城、洮南各地を疾風迅雷的に占據して支那軍の機先を制した。

四 結 末

かくて戦線は擴大し、嫩江、昂々溪附近の戦闘、錦州攻撃、哈爾濱附近の反吉林軍防遏、山海關に於ける何柱國軍の鎮壓、熱河作戰等、事變勃發後の皇軍は廣漠たる滿蒙の野に作戰を續けること二箇年餘、戦闘回数は一千回を越え、有力な部隊を以て行つた作戰は二十數回に及び、戦死二五六六名、戦傷六九六九名の尊い犠牲者を出してゐる。

この事變を契機として、長い間軍閥の秕政に苦しめられてゐた三千萬民衆の輿望が滿洲建國となり、大陸の地圖は爲めに一變したのである。

事變勃發以來早や十年の歳月が流れ、その間世界情勢の變轉も目まぐるしく日本は有史以來の國家非常時を迎へ舉國一致の態勢をとりつつある時、東亞新秩序確立の導火線ともいふべきこの滿洲事變を回

顧し思ひを新にすべきであらう。

三、ノモンハン事件

外蒙古から東部シベリア更に極東ソ聯と蜿蜒五千キロに亘りソ聯領と境を接する滿洲國、更にこれと共同防衛の立場にある日本との三者の間に國境線の中に挟んで宿命的な對立を續けてゐることは周知の事實で、昭和十三年七月には張鼓峰事件の勃發を見、それから丸一年を算へぬ翌十四年五月十一日、外蒙ソ聯兵の不法越境發砲事件に端を發して外蒙國境ハルハ河畔の空は忽ち戦雲を呼び、火砲亂れ飛ぶ戰場と化した。

曩の張鼓峰事件と言ひ、このノモンハン事件と言ひ、その核心となるべきもの……事件に對するソ聯の基本的意圖は「極東赤化」の一語に盡きよう。

だが、この事件の持つ直接的背景としては、當時ソ聯が企圖してゐた歐洲政局への牽制策と日本の對支行動への阻害策、延いては新疆、寧夏、陝西、外蒙の全邊疆地區を通ずる長蛇の如き東亞赤色ルート
の確保にあつた譯である。

五月中旬、事件の勃發を見て以來九月十五日モスクワに於ける東郷駐ソ大使・モロトフ外務人民委員の間に進められた停戰會談成立までの前後四ヶ月、壯烈な我が將士の外蒙ソ聯軍擊攘國境確保戦は、晝は炎熱身を灼き夜は冷寒膚を刺す蒙古特有の氣候の中……ホロンバイル曠野で空陸呼應して展開せられたのである。この間執拗な敵軍は撃破されては逆襲し逆襲しては撃破され、更に事件も第一次より第二次、更に第三次へと發展したが、歐洲政局の急變轉から第二次歐洲戦の火蓋を切るに至り、一方我が皇軍の援助の下に支那大陸に進捗する平和への諸建設もいよいよ具現化を見るに至つた等、客觀的な諸情勢よりすれば事件の急速處理こそ當然の歸結と見らるべきであらう。

この事件中、空に陸に我が皇軍の樹立した輝かしい戦果とその果敢な攻撃精神、卓絶した戦闘力は戦時下日本の姿を改めて全世界に顯示するものがあつた。世界にその優秀性を誇示宣傳してゐたソ聯空軍を相手に、瞬く間にその一千數百機を撃墜、極東赤軍保有の空軍力を半分以下に低下させ、それに對する我が損失は僅かに敵の十分の一にも足りなかつたことは、世界の列強をして我が空軍力を再認識せしめる結果となつた。

更に陸上部隊にあつても地理的條件その他から来る凡ゆる困苦缺乏を克服、見事に遂行した國境確保の戦闘記録は全國民の永へに銘記さるべきものであらう。

四、滿洲文化の變遷

滿洲は大和民族や朝鮮民族と同じくウラル・アルタイ語族に屬する滿洲族、蒙古族の原住地であつて、古くから幾度か民族興亡の歴史を繰り返して來た。奈良朝時代、日本に來朝した渤海國も、萬里長城を越えて中原の地に號令した遼、金、元、清の諸國も、すべて滿洲地方から興つたものである。従つて滿洲にはこれら民族の遺跡として各時代の城廓、關門、烽火臺、宮廷、古墳、陵墓、佛塔等が各地に残され、有史以前のドルメン(石砌)メンヒル(單立石)を初め貝塚や遺物包含層が南滿洲地方に數多く見出されてゐる。

約三百年前、豊臣秀吉朝鮮征伐の前後、滿洲に起つた清朝が二十數年前まで滿洲・支那に君臨してゐたことは歴史に明かであつて、現滿洲國皇帝は實に清朝最後の皇帝に在らせられた「宣統帝」その人であらせらるる。

清朝は世々祖先發祥の地である滿洲の尊嚴を保つため漢人の滿洲移住を固く禁ずる封禁政策を踏襲したのであるが、露國の東漸が目覺ましくなつた十九世紀ごろから露國の滿洲侵人を牽制する意味で封禁

政策を解かなければならなくなつた。

漢人が雪崩を打つて滿洲の沃野に移住したのはそれ以來のことであり僅々百年内外に過ぎないが、今日漢人は滿洲全住民中最多數を占め、所謂滿洲文化なるものは支那からもたらされた漢人文化によつて代表され、言葉も北支那の住民に行はれてゐる支那語（建國後は特に滿洲語といつてゐる）と日本語が廣く用ひられてゐる。

日本が滿鐵沿線を足だまりとして滿洲に發展したやうにロシアも二十世紀の初めからシベリア鐵道に連なる舊北鐵沿線を滿洲進出の懸橋としてゐた。併しロシアが建設した舊北鐵は滿洲國建國の滿三年後に滿洲國に讓渡したため露國の勢力は北滿から退却のやむなきに至り、その文化も僅かに哈爾濱と舊北鐵沿線に残されてゐるに過ぎない。

五、民族協和の國

一序

滿洲國がその特異性を最も明瞭に發揮すべき分野に民族問題がある。皮膚の色、言葉、習性、風俗、生活様式——あらゆるものが全然異つた形式で表現されてゐながら、而も總てが渾然と融合して少しもちぐはぐでない社會を作り上げて行かうとしてゐる所に世界の注視があり、滿洲の獨自性がある。滿洲國には二十餘を數へる民族が群住してゐるが、これを類型的に集約すると、ウラル・アルタイ系の民族と、之に近接するコンロン人種中の北部支那人との二系統に大別することが出来る。

二人 口

滿洲國の人口構成を示すと左の通りである。

（康德六年末現在）

	戸數	人口
滿洲國人	六、〇四二、七五二	三七、五八一、八三三
日本人	三八三、一四一	一、八〇四、四八三
外國人	二一、七〇二	六七、七一〇
計	六、四四七、五九四	三九、四五四、〇二六

（註）滿洲國人＝漢滿族、蒙族、回族　日本人＝内地人、半島人　外國人中には無國籍人をも含む。

三位 置

東	東經	一三五・二〇
西	東經	一一五・二〇
南	北緯	三八・四〇
北	北緯	五三・五〇

四 主要都市人口

都市名	總數	滿洲國人	日本人	外國人	調查年月
新京特別市	四四七、三〇〇	三二九、七五四	一一六、五〇五	一、〇四一	康德七年五月末
奉天市	一、一八五、一一〇	一、〇〇六、七八〇	一七七、〇八六	一、二四四	七年七月末
哈爾濱市	五四五、九八九	四六二、一四四	五五、〇三二	三三、八二三	七年八月末
吉林市	一四四、一〇四	一二六、二七九	一七、七〇〇	一二五	七年八月末
安東市	二二三、九九二	一九三、七九三	四〇、一六五	三四	七年七月末
齊齊哈爾市	一一〇、八三七	九六、三二一	一四、二三八	二七八	七年七月末
佳木斯市	一一〇、五一七	九七、三四五	一三、〇八一	九一	七年六月末
牡丹江市	一六一、一四四	九一、五〇五	六九、一八六	四五三	七年六月末
四平街市	六八、一四三	五八、一三七	九、九六四	四二	七年七月末
撫順市	二五二、五一〇	二一一、二九七	四一、二四九	六四	七年六月末

都市名	總數	滿洲國人	日本人	外國人	調查年月
鞍山市	二〇七、二四五	一六二、九二五	四四、二六七	五三	康德七年七月末
遼陽市	一〇二、五五〇	九五、三八五	七、一四九	一六	七年五月末
錦州市	一二二、三六四	一〇八、五一四	一三、八一三	三七	七年六月末
營口市	一七四、七五一	一六六、一五四	八、五三九	五八	七年八月末
延吉街	四二、一八三	一七、二三七	二四、九三九	七	七年七月末
通化街	六五、三二三	五六、八〇九	八、四八四	三〇	七年八月末
北安街	一五、〇五三	一二、五四四	二、四九九	一〇	七年八月末
東安街	一〇、九八七	九、一九五	一、七九二	一	七年六月末
大連市	五九〇、八五七	四〇九、一六〇	一八〇、〇九六	一、六〇一	七年八月末
旅順市	一八九、四一九	一七四、五三七	一四、七三八	一四四	七年七月末

五 氣象象

滿洲の氣象は一言にいへば所謂大陸的であつて、その地域が廣大であり地形が複雑なため氣象も亦複雑してゐる。つまり沿海地方は海洋性氣候であり、又間島省、牡丹江省の一部東部國境の地域もかなり日本海の影響を受けるから、之らは純粹な大陸的氣候とは言へないが、之に反して滿洲西部の内蒙古、呼倫貝爾地方は極端な大陸性、しかも内陸的氣候で、夏冬晝夜の氣象は著しい差異がある。夏季の日中

は相當の高温に昇るが身體に感ずる度合は湿度の關係上寧ろ爽快で、夜間は冷涼を覺える。冬季は三寒四溫の現象を呈する。雨季は概ね六、七、八の三箇月で殘餘の月は降雨が少い。

六 政 治

一、帝制の實施

天の加護と人民の精進と盟邦の肉親的協力によつて、滿洲國は建國僅かに二年で國礎はますます強固に、國運はいよいよ伸張し、國民は安居樂業を得、ことに執政の乾徳をたたへ、執政の帝位に即かれんことを請願する聲、全國に滿つるに至つたので、政府は大同三年一月國務總理鄭孝胥の名を以て帝制實施の聲明を發表し、康徳元年三月一日を下して國都新京で滿洲帝國第一代皇帝即位の式を擧げさせられ、三千萬民衆の上に君臨さるることとなつた。爾來歳を重ねること八年、治安安全なつて健全な法治國としての發展を續けてゐる。

二、中央行政機構

滿洲帝國の政體は立憲君主制で立法、司法、行政の三權分立制を採用してゐる。即ち立法院（その組織に關する法律は未制定のために事實上未だ成立してゐないが實際上の立法は參議府が代行してゐる）法院及び行政機關

である國務院がある。

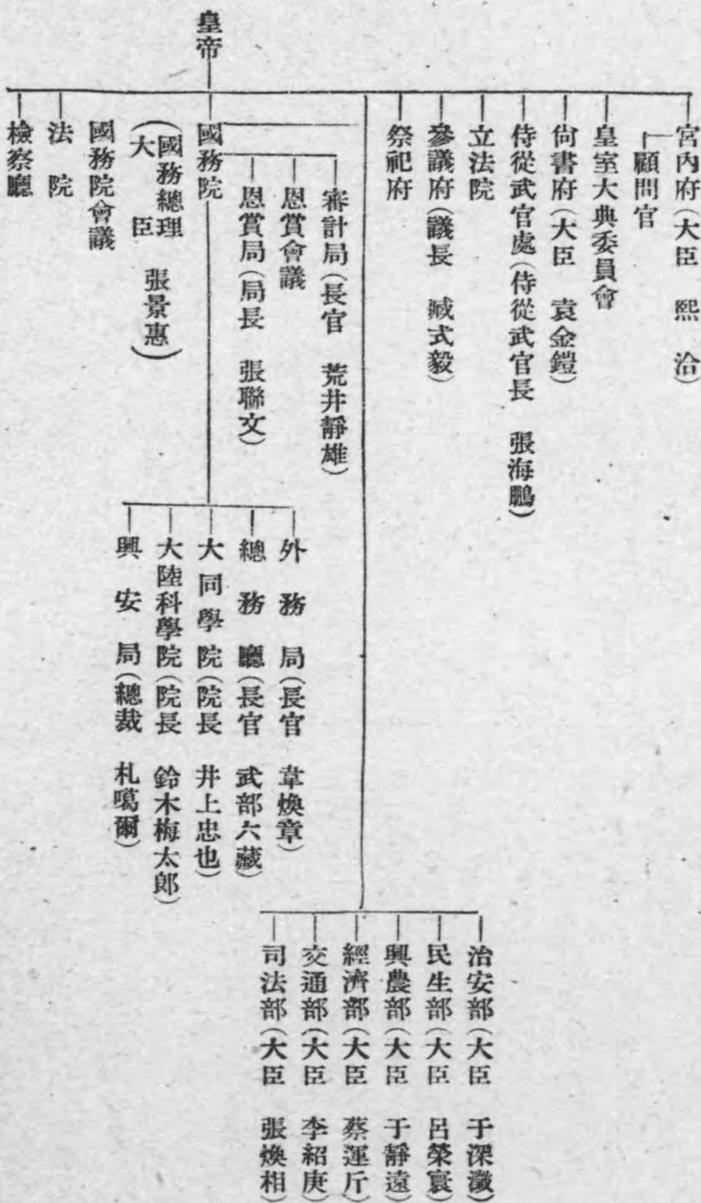
國務院は最高の中央行政機關で、康徳四年四月の行政機構改革によつて總務廳六處外局三局（外務、内務、興安）及び行政三部（治安、民生、交通）とし、之を國務總理大臣の直裁下に置いたが、康徳六年七月更に内務局を廢止してその一部を總務廳に移し、同廳は地方處を加へ七處となつた。

滿洲帝國の國歌

（日本語譯大意 康徳五年六月發表）

天地の中に新滿洲あり
新滿洲は即ち新天地なり
天を戴き地に立ちて、苦なく憂なし
ここに我が國家を建つ
唯親愛あり、怨仇なし
人民三千萬ありて、よし十倍を
加ふるも自由を得ん
仁義を重んじ禮讓を尙びて
我が身を修む
家すでに齊ひ國すでに治まる、
他に何をか求めん
近くにしては即ち世界と同化し
遠くにしては即ち天地と同流す

三、政治統治組織一覽(康德七年九月一日現在)



四、省別縣市旗名

奉天省
 奉天市、撫順市、營口市、四平街市、鞍山市、遼陽市、鐵嶺市、瀋陽、遼中、本溪、撫順、鐵嶺、開原、新民、法庫、康平、海城、營口、蓋平、復興、清原、西豐、昌圖、梨樹、雙山、遼源、海龍、東豐、西安

吉林省 吉林市、長春、雙陽、伊通、德惠、九臺、農安、長嶺、乾安、扶餘、永吉、舒蘭、蛟河、敦化、樺甸、磐石、榆樹、懷德、郭爾羅斯前旗
 濱江省 河、延壽、呼蘭、巴彥、木蘭、肇東、肇州、蘭西、東興、安達、青岡、郭爾羅斯後旗
 龍江省 齊齊哈爾市、龍江、泰來、泰康、景星、甘南、富裕、林甸、訥河、大賚、禮泉、安廣、鎮東、開通、瞻榆、洮南、白城、杜爾伯特旗、依克明安旗
 錦州省 錦州市、錦西、興城、綏中、義、北鎮、盤山、臺安、黑山、彰武、朝陽、阜新
 熱河省 承德、興隆、灤平、豐寧、隆化、建昌、青龍、寧城、赤峯、圍場、建平、新惠、烏丹
 安東省 安東市、安東、鳳城、岫巖、莊河、寬甸、桓仁、間島省 延吉、汪清、和龍、琿春、安圖
 三江省 佳木斯市、鶴立、湯原、通河、方正、依蘭、樺川、勃利、富錦、同江、撫遠、綏濱、蘿北
 牡丹江省 牡丹江市、綏陽、東寧、穆稜、寧安
 通化省 通化、長白、撫松、輝南、金川、柳河、濛江、輯安、臨江
 東安省 東安、虎林、饒河、寶清、林口
 北安省 北安、綏稜、鐵驪、慶城、綏化、海倫、望奎、依安、德都、克山、克東、拜泉、明水、通化、嫩江

黑河省 瑯璁、漠河、鳴浦、呼瑪、奇克、遜河、烏雲、佛山、孫吳
 興安東省 扎蘭屯、布特哈旗、喜扎嘎爾旗、阿榮旗、巴彥旗、莫達瓦旗
 興安南省 王爺廟、庫倫旗、科爾沁左翼前旗、科爾沁左翼中旗、科爾沁左翼後旗、科爾沁右翼前旗、科爾沁右翼中旗、科爾沁右翼後旗
 興安西省 開魯、林西、巴林右翼旗、巴林左翼旗、阿魯科爾沁旗、札魯特旗
 興安北省 海拉爾、索魯旗、新巴爾虎右翼旗、新巴爾虎左翼旗、陳巴爾虎旗、額爾克納右翼旗、額爾古納左翼旗

七 協和會生成

一、發達の過程

協和會は政府と表裏一體となり五族の協和、百業の振興を圖るために建國と同時に國家機關としてその結成を見たのであるが、その任務の母胎となり萌芽となつたものは自治指導部である。自治指導部は滿洲事變の數年前より滿洲及び東亞の諸問題を解決するため結成された日滿人有志の大同團結で、事變前には關東軍の影響下に

滿洲獨立の機運促進に努め、事變當時より滿洲國の創建に際しては軍の軍事工作と相呼應して政治的工作を擔當し、建國の大業に重要な役割を果たした歴史的な組織である。この自治指導部は建國後二つに分れ一は滿洲國政府を組織し、他の一つが即ち民間團體としての協和會に轉化發展し、遂に大同元年七月二十五日その結成を見るに至つたのである。爾來協和會は滿洲國の發展と共に成長の一途を辿つて來たのであるが、その歩んで來た過去は大體三つの時期に區分することが出来る。

(一) 第一期萌芽時代 滿洲國政府が官治行政機構の創設に専念して居た時代で、他を顧みる餘裕なく、従つて協和會は全く独自の力で發育せねばならぬ時代であつた。

(二) 第二期苦闘時代 滿洲國政府が官治行政機構の充實に専念して居た時代であるが故に、動もすれば協和會を對立勢力視する傾向があり、従つて協和會の會務遂行上極めて苦難した時代である。

(三) 第三期飛躍時代 滿洲國の行政機構も充實し、産業機構もその緒に就き滿洲帝國としては愈々第二次五箇年計畫に入つたので政府と表裏一體となつて國家と

その飛躍を共にする時代である。

以上三つの経過を辿り、康德三年全般的機構大改革、康德五年の中央本部機構改革を経て、現在の組織が確立した。

二、協和會の組織

概説 協和會は建國精神體得者の組織體であり、その使命は建國精神の顯揚と實踐にあり、その方針は綱領の中に明示されてゐる。

國際情勢の急迫せる環境の中に誕生し、嘗てなき偉大なる建國の理想を達成せんとする滿洲帝國が健全なる發達を遂げるためには、三千萬民衆の各自がすべて建國の行者としての熱意に燃えて、獻身的なる建設に當らねばならぬのであるが、この目的遂行のために協和會は民衆に理想を啓示し使命を自覺せしめて、國民意識を培養すべく努力するものである。即ちあらゆる階級層に建國精神を注入浸透し、この中より眞に建國の同志的なものを會員として獲得し、更に黨陶鍛鍊して建國の精兵たらしめ、これを統合歸一、打つて一丸として強力精銳な國民的組織體を完成し國家理想の實現を期するのである。

協和會機構の單位は分會である。すべての會員は分會に所屬して會活動に従事してゐる。分會の種類は從來一

様ではなく、自然的發生に應じて地域別、職業別、宗教別または民族別に組織されてゐたが、康德四年八月一日制定された分會規則により、すべて地域別に組織されることとなつた。分會はその地域に於て協和會精神の普及實踐を圖るものであり、協和會全機構の基礎であり實體である。分會の自主的積極的活動が活潑旺盛となつたとき協和會運動が全國に澎湃横溢し會運動は軌道に乗るのである。

協和會はその創設以來治安まだ確立しない時代より不斷に會員の獲得、分會の組織工作を續けて來たが、今日では百五十一萬の會員を有し三千五百二十二の分會を擁するに至り、外形的には一應國民組織體としての形體を整備した。併し百五十一萬の會員が全部前に述べた會員獲得法によつて得た眞の協和會員とは言へない。殊に康德三年の機構改革以來の急激な擴大工作で形式的機械的に結成された分會も尠くないので、分會の充實鞏化が主力を注ぐべき會當面の急務となつてゐる。これがため各省縣本部では分會役員訓練、中堅會員訓練を實施し來つた

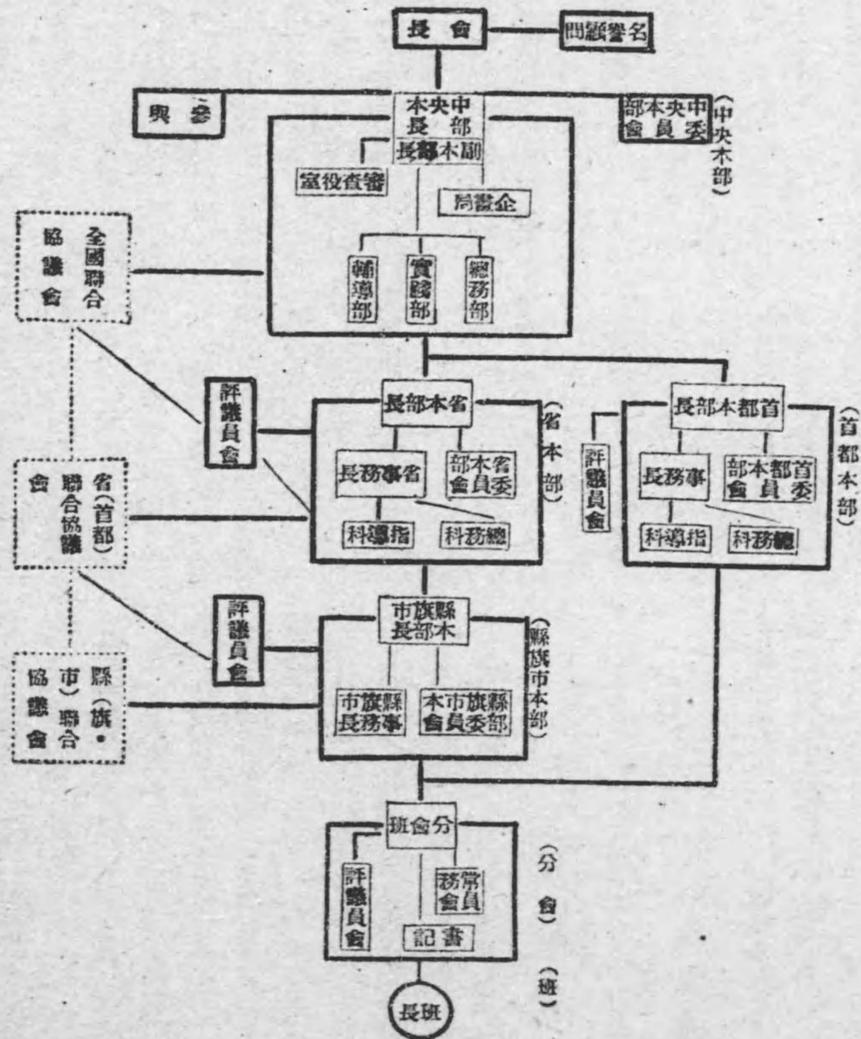
が、更に全滿的規模に於て一層徹底的に實施されつゝある。

組織系統 全國に互る分會を組織し指導統制する機構としては中央本部、省本部、縣旗市本部がある。各級本部はそれぞれ官民中識見高邁にして、最高熱烈なる會員を以て本部委員會を組織し、常時それぞれの立場に於て會運動の鞏化に努めてゐる。縣旗市本部は直接的に管内の分會活動の指導統制に當り、指導機關中最も鋭き工作力を有する。理想的には國內の各縣旗市に本部が設置されるべきであるが、徒らに普遍網羅主義に墮するを避け、重點主義に基いて著實なる漸進的擴大を企圖してゐる。

三、滿洲帝國協和會綱領

滿洲帝國協和會ハ唯一永久、學國一致ノ實踐組織體トシテ政府ト表裏一體トナリ、一、建國精神ヲ顯揚シ、一、民族協和ヲ實現シ、一、國民生活ヲ向上シ、一、宣德達情ヲ徹底シ、一、國民總動員ヲ完成シ、以テ建國理想ノ實現、道義世界ノ創建ヲ期ス

四、滿洲帝國協和會機構略圖



八 外 交

一、日本關係

日滿兩國の關係は大同元年九月十五日、日滿議定書の調印によつて特殊不可分の關係が確立され、爾來兩國の關係は日を逐うて緊密の度を加ふるに至つた。

康德二年四月 皇帝陛下には親しく日本皇室を御訪問あらせられ、兩國國民和親の範を垂れさせ給ひ、御歸國後特に大詔を煥發、日本國と一徳一心東洋道徳に基いて協心戮力し萬代渝ることなるかべきを御訓諭あらせられ、日滿議定書の相互依存精神は永久不拔のものとなつた。

又日本國でも日滿議定書の趣旨によつて日滿兩國の關係を永遠に鞏固ならしめる爲めに進んで治外法權を撤廢する意向であつたので、滿洲國內の庶政整備に伴ひ康德三年七月にはその段階たる治外法權の一部撤廢に關する條約、即ち「滿洲國に於ける日本國民の居住及課税に關する日本國滿洲國間條約」、越えて康德四年十一月五日には「滿洲國に於ける治外法權の撤廢及南滿洲鐵道附屬地行政權の移讓に關する條約」にそれぞれ調印、日本の全

面的治外法權の撤廢は同年十二月一日を以てその實施を見た。實に滿洲國建國に次ぐ大業といふべきで我國統治上に新紀元を劃したものである。

また康德四年七月に支那事變が勃發し、日本國が興亞建設を目指し聖戰の錦旗を進めるや滿洲國皇帝陛下には詔書を煥發せられ、支那事變に對する滿洲國のとるべき方針を御闡明、兩國の不可分關係の益々強化すべきことを御示し遊ばされた。

康德六年二月には日本帝國の好意的斡旋によつて日獨伊の三國防共協定に参加し、友邦日本と共に防共の最前線に立つことになつた。又康德七年六月 皇帝陛下におかせられては再度御訪日あらせられ、同年七月御歸還の上國本奠定の大詔を御煥發せられ建國廟に天照大神を奉祀せられることになつた。

二、新支那關係

滿洲國政府では、支那新政府の内容益々充實し相互の政治的經濟的關係が頗る緊密化して來たので康德五年六月中華人民國北京臨時政府に對して北京に通商代表部、天津、濟南にそれぞれ同部辦事處を設け通商代表、辦事處

長等の任命を行ひ、また武漢三鎮陥落後の中支新情勢に鑑み中華民國維新政府との間にも経済的提携を圖るため上海に通商代表部を設け、康徳六年一月中華民國上海駐在通商代表を派遣し、且つ同年六月には同代表部南京辦事處を開設した。

他方中華民國臨時維新兩政府も滿洲國に代表を派遣し滿洲國との親善緊密化に當らせて來たが、康徳七年三月三十日臨時、維新兩政府と正統派國民黨を中心とした中華民國國民政府の誕生を見、臨時、維新兩政府は解消された。

滿洲國政府はこの新事態に對する外交方針に關しては日滿支三國の協調提携をその基調としてゐるから日本政府の東亞新秩序建設工作の進展に伴れ、益々本格的に調整されるものと期待されてゐる。又臨時、維新兩政府の通商代表部を統合した新政府通商代表部が新京に設けられ康徳七年四月に通商代表として林耕宇氏が著任した。

三、蒙古聯合自治政府との關係

蒙疆政權の成立以來、その政治體制は一時察南自治政府と晋北自治政府及徳王を中心とする蒙古聯盟自治政府

の三自治政府が竝立し、これらの三政府代表委員から成る蒙疆聯合委員會が綜合的政務を運用して來たが康徳六年九月一日三政府を打つて一丸とする蒙古聯合自治政府が張家口に成立した。之より先滿洲國は康徳五年七月、蒙疆聯合委員會に對し張家口に蒙疆代表部を、また同年六月綏遠に同代表部厚和浩特辦事處をそれぞれ開設した。同政府に於ても政治、經濟兩者間の強化を計るため新京に代表を常駐することとなつたが、更に同年九月一日蒙古聯合自治政府が成立するや引續いて、同様の趣旨に則り、これによつて兩者の親密の度はますます深くなつた。

四、獨逸關係

獨逸國では康徳二年十月、經濟視察團を派遣し滿獨貿易の増進に關する意見の交換をなしたが、滿獨兩國の親善關係は翌三年四月、日本東京に於て滿獨貿易協定の調印によつて基礎づけられ、同年十一月日獨防共協定成立に伴つてその關係は一段と緊密の度を加へ、更に康徳四年五月十二日附の滿獨修好條約に依つて實質的に滿洲國の承認を得るに至つた。

康徳五年八月には特命全權公使をそれぞれ交換し、九月には滿獨新貿易協定の調印が行はれ、兩國の經濟的紐帶を強化した。康徳六年三月新京に於て更に滿獨修好條約追加條約の締結を見た。これは滿獨兩國間の最惠國待遇關係設定に關するものである。

五、伊太利關係

伊太利政府は、滿洲國が建國以來目覺しい發展を遂げ、完全な獨立國家としての實質を備へるに至つたので、伊太利總領事館を奉天に開設するやう滿洲國の承認を得たい旨の申入れをして來た。それで滿洲國政府は康徳三年十二月これを承認するとの回答をした。かうして翌四年二月には奉天總領事館の開設を見、兩國の親善關係は漸次緊密化して來たが、更に伊太利政府の日獨防共協定參加は兩國の關係に一層の親密度を加へ、同四年十一月二十九日には正式に滿洲國を承認して來た。康徳五年三月には奉天總領事館を閉鎖し駐滿公使館を新京に開設、公使を派遣して來たので滿洲國からも駐伊公使を派遣した。又伊太利親善使節及經濟視察團が來滿し之に對して滿洲國も同國及び防共國獨逸、西班牙へ親善使節一行を

派遣し滿洲國の紹介と兩國の親善に努めるところがあつた。尙ほ同年七月には滿伊兩國は通商航海條約及び日滿伊貿易協定を締結した。

六、西班牙關係

滿洲國は西班牙フランコ政權が明かに西班牙を代表する政府であると認め、またその捧持する主義が共產主義の撲滅にあり、これは滿洲國の國是と一致する點に鑑み、康徳四年十二月日本國について西班牙フランコ政權を承認する旨内外に公表し、康徳五年八月には特命全權公使を派遣することとなり、駐伊太利國特命全權公使をして兼務せしめた。康徳七年七月には滿西修好通商航海條約に關して兩國間に完全な意見の一致を見、滿西兩國の國交確立は今後多大の期待がかけられてゐる。

七、波蘭關係

康徳五年十月十九日、駐日滿洲國大使と駐日波蘭大使との接觸の結果兩國の意見が一致し領事館の地位の正常化及兩國間の交通に關する原則を規定した公文に署名調印を了り、更に十二月滿洲國政府は滿波兩國修好協定の

全文を發表し、爾來兩國の正常な外交關係が保持されて來たが、波蘭では今次の歐洲第二次大戰の影響を蒙ると甚大で、そのため兩國外交關係は今後に残された問題となつた。

八、其の他の諸國との關係

洪牙利政府は康徳六年一月九日正式に滿洲國を承認する旨通知して來たので滿洲國政府は洪牙利政府の友好的態度を謝し今後の兩國々交の緊密化を希望した。またサルバドル共和國が康徳元年三月三日他に先んじて滿洲國を承認し兩國元首の間に親書の交換があつて國交の正式樹立を見、ドミニカ共和國は同年十月二十六日附同國元首の親書を寄せ同四月には羅馬法王廳もまた特使を派遣して滿洲國を獨立布教區として滿洲布教代表を任命する旨を通知して來た。又同年十月英國産業視察團が來滿し、具に各方面の視察を重ね、滿英間の經濟關係改善並びに親善關係増進について懇談を遂げたが歸國後滿洲國の實狀について報告書を發表してリットン報告書の過誤を是正するところがあつた。

康徳六年七月十日には滿洲國政府はリスニア共和國

領事館の設置を認可する旨發表するなど、諸外國との關係はますます親密を加ふるに至つた。

九軍 事

一、國軍概説

滿洲國軍の統帥權は組織法第十二條に「皇帝は陸海空軍を統率す」と明かにされてゐる。そして統帥權の委任を受ける者は治安部大臣で、元首に對しては幕僚長であると同時に軍に對しては總司令官であつて參謀司、軍政司は幕僚群である。國軍は陸軍及江上軍を以て之を直轄軍としてゐる。直轄軍は主として國防の任に當ると共に、これまで必要に應じて、國內の治安肅正に協力し來たが、日本軍隊の援助によつて國內の治安はもとより國防の備へもHを逐うて充實を見せてゐる。しかも康徳四年十一月三十日には日本帝國關東軍司令官兼任特命全權大使と滿洲國國務總理大臣との間に「滿洲國內に駐屯する日本國軍の軍事關係法規適用等に關する件」に關して公文を交換し、同年十二月一日に勅令を以て右に關する法令を公布、即日實施するに至つたので、日滿の共同防

衛は一層の全きを示すに至つた。

治安部は康徳四年七月一日の政治行政機構改革に伴つて、これまで統軍の最高機關であつた軍政部に、民生部の管下にあつた警務司の中の治安警察と行政警察の事務を統合して斯く改稱されたものである。

治安部は官房の外に軍政關係の部門として參謀、軍政の二司と警察行政を擔當してゐる警務司とからなつてゐる。

國軍の編成は、中央直轄軍と第一から第十に至る軍管區司令部と江上軍（康徳六年二月江防艦隊を改稱）を以て組織せられ、又別に軍事顧問部が設けられて國軍の指導の任に當つてゐる。

尙ほ憲兵總團、宮廷及首都を警備する禁衛隊、討匪遊動軍として武名を馳せた靖安軍、これまでの警察隊、保安隊を改編した治安隊の各部隊があり、又憲兵訓練所、陸軍軍官學校、陸軍飛行學校、陸軍興安軍官學校、陸軍軍醫學校、陸軍獸醫學校、陸軍軍需學校、電信所、軍樂隊などの各機關もそれぞれ設置されてゐる。

一、國 兵 法

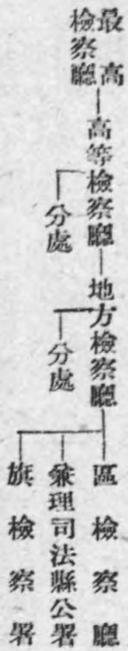
滿洲國政府では康徳六年四月以來、人民總服役制度に關する審議委員會を設置して、實施準備に關する主要事項の調査研究を續ける一方、慎重審議を重ねてゐたが、康徳七年二月十五日の最後の審議委員會で國兵制度に關する決定案を得、更に四月十一日には國兵法及び國兵施行令を公布して、同月十五日から之を實施することになつた。人民總服役制度は計畫の當初、人民總奉公の精神を根柢として兵役制度と公役制度の二制度を並行的に實施しようとして、その研究に着手したのだが、その結果公役制度は時期尚早といふことになつた。それは公役制度實施の前提條件である公役に服するものの訓練機構、訓練態様、訓練指導者の養成など、各部門に互つて研究整備すべき點が認められたからで、一應兵役制度だけを康徳八年度から實施することになつた。

國兵法の大綱は次の如くである。

一、兵役服務義務者の範圍

(イ) 滿洲帝國內に住すなほち生活の本據を有する帝國人民たる男子は法の定むる處により兵役に服務する義務を有す

(ロ) 在滿日本人(朝鮮人を含む)については志願によ



滿洲國は建國以來銳意司法制度の整備に努め、先づ第一に司法の公正なる運用を保證する爲め制度の改革を圖ると共に物的施設の整備、人材の養成訓練、司法機關の改組、法典の整備等を実施し、康徳四年十二月一日には治外法權の撤廢を見て完全に司法制度を確立、爾來機構の充實其他に努め、新興法治國家に相應しい完備ぶりを示してゐる。その機構は前頁の通りである。

二、司法機關

現行裁判制度 彈劾主義を採用し、法院を以て民事、刑事の訴訟事件の審判並に非訴訟事件其他を、檢察廳を以て偵査及公訴の實行、刑事裁判の執行指揮其他を夫々管轄せしめ裁判は四級三審制に依據してゐる。

司法機關 康徳五年十月新京中央法衙の開設に伴ひ開廳を見た新京高等法院を加へて、康徳七年二月末現在に於て最高法院一、高等法院六、同分廷一〇、地方法院二七、同分廷四八、區法院一一五、並にこれに對置する檢

察廳があり、其外に法院組織法に依據せず暫行的に設置せられて居る司法機關として、兼理司法縣公署一三、承審處一、縣旗公署審判署二〇があるが、これらは康徳八年を以て全部改組せられる筈である。

行刑機關 監獄(原則として地方法院所在地に設置)一八、分監(區法院所在地)三九、縣旗監所若干がある。而して叙上各機關中最高法院及高等法院には治安廷を設けて治安事件に對する特別の措置が講ぜられ、其外調停法の適用範圍擴大による民事紛争の解決或は監獄特別會計制度の實施等進歩的な施設が行はれてゐる。

三、警察機關

中央警察機關 康徳四年六月行政機構の改革により全國の警察に關する事務は治安部警務司が之を掌理することとなり、治安に關する機構の統合強化が實施された。警務司には警務・警備・特務・保安・刑事・教養督察六科及び兵事恩賞室が設けられてゐる。

地方警察機關 國都新京の治安維持に就ては對内對外的に特に重大なるを以て國務總理大臣直轄の首都警察廳を設置し、首都防衛に遺憾なきを期し、各省には夫々警

務廳を、省下各縣には警務科並に警察署を置き省内に於ける警察事務を管掌せしめ其外哈爾濱、吉林、齊齊哈爾、黑河、佳木斯、延吉、安東、奉天、錦州、承德、四平街、鐵嶺、撫順、遼陽、鞍山、營口、牡丹江、海拉爾、本溪湖の各市には警察廳を置き、省長の直轄とし都市警察の充實強化を圖つてゐる。又特殊警察として海上警察隊、國境警察隊、鐵道警護總隊があり、いづれも治安部大臣に隸屬してゐる。

警察官 建國前に於ける滿系警察官は、其の素質劣悪なもの多く一般民衆から嫌惡されて居たが、政府の優秀警官の養成訓練と警務機構の確立によつて全く面目を一新し、殊に日系警官の採用により現在では國民は安心してその生業にいそむことが出来る。尙訓練機關としては新京に中央警察學校、省公署所在地に地方警察學校、各縣には警察官訓練所が設置されてゐる。

一、産業開發五箇年計畫

概観 産業開發五ヶ年計畫は國防上の要請に基き立案實施されたもので、滿洲に於ける重要産業の自給自足が

その根柢に流れる大きな目標であつたが、支那事變並に新しい國際情勢はこの計畫方針に再検討することを必要とした。即ちその本來の目的を果すと共に日本に於ける生産力をカバーすることも亦その主要目標の一として加へられた。

その修正の根本方針は新しい國際情勢によつて擴大された東亞ブロックの實情に即應し、日滿を一體とし北支をも考慮した生産力擴充の要諦に基き、滿洲國の有する資源の開發に擴大修正を加へたもので、計畫の中心を鑛工業部門に置き、積極的にその開發を進めることとし、農畜産部門は民生安定の恒久的農業政策の中間的計畫として、特需農産物取得に偏することなく、極力無理を避けて可能な程度を目標としてゐる。

五箇年計畫第三年度實績 産業開發五箇年計畫第三年度の康徳六年度は支那事變の進展、歐洲動亂の勃發により本計畫の進展に多大の影響をうけた。異常な勇氣と國民一致の努力と十二分の創意と工夫がなかつたならば、本計畫はその遂行に大いなる支障をうけたであらう。併し政府及び關係諸機關は日本側の支援の下によく協力一致し、與へられた資金、資材を最も有效適切に用ひ、重

點主義により施設並びに生産の擴充を行ひ、未曾有の難關を突破して相當の成績を擧ぐる事が出來た。

一二 北滿振興計畫

滿洲國政府では北邊地方(開島、牡丹江、東安、北安、黑河、三江、興安北省)の國防力を強化し、産業を開發し民生を振興し、以て北邊文化を建設せんとして康徳六年六月一日より三箇年計畫にて之を實施することになつた。豫算總額は約十億で政府二億圓、特殊會社二億圓、滿鐵六億圓をそれぞれ分擔支出することになつてゐる。

その計畫の内容は國防力の強化、産業開發五ヶ年計畫及び開拓政策の遂行に照應しつつ交通通信の完備並びに之に伴ふ輸送力の増大、都市の建設特に電氣、給水、防衛、防衛諸施設の完備、農畜産の増殖並びに諸産業の發展、物資の配給集積施設の増備、所要勞力の十分なる配給、防疫の普及等々に全力を傾注し之に必要な行政機構及び民間關係會社、團體機構の擴充、人材の充實に萬全を期し、之が實施に當つては諸施策を一元化し重點主義をとり緩急度合を圖り康徳八年までに主要方面の建設を

終り、爾後その完成を期せんとするものである。

一三 對滿投資

日本の對滿投資額は滿洲事變前既に約十八億圓と言はれ、事變後は累年激増を示して昭和七年から昭和十三年に至る七年の間に十九億圓を突破、總投資額は三十七億圓の多額に達したが(滿洲事變費——昭和十一年度迄累計約十二億圓を含まず)昭和十四年には更に激増して十一億三百七十一萬三千圓を加へた。

滿洲事變前の列國對滿投資

日本	一七億五六三萬六千圓
英國	三〇・〇%
美國	一一・六%
ソ聯	六・七%
法國	一六・二%
德國	九・二%
其他	二六・三%
總計	九億九〇〇萬圓
英國	三三三六萬圓
美國	二六四〇萬圓

佛 國	二一〇八萬六千圓
瑞典・丁抹	一一一萬七千圓
計	二四億二八六九萬九千圓

一四 滿洲の特殊會社

特殊會社とは準據すべき會社法として特別法(勅令)の制定されたもの及び日滿兩國間の條約により設定されたものを言ひ、重役の任免、定款の重要な變更、利益金の處分、合併及解散決議等に對し、政府の認可を要しその他事業上特別の監督を受けるものである。

準特殊會社とは特殊會社のやうに特別會社法の制定がないが、政府が監督の必要上會社設立許可に當り附款命令に基き内部干渉權を有するもの及び會社の定款條項中に政府の内部干渉權を規定するものをいふ。

國策會社現況

會社數	三八社
特殊會社	公稱資本金 一、九八九、五〇〇千圓
	拂込資本金 一、四七〇、〇〇〇千圓

準特殊會社	會社數	二二社
	公稱資本金	四六四、三二〇千圓
	拂込資本金	三七〇、八三三千圓

特殊會社及準特殊會社一覽表

康徳七年二月十五日現在(單位千圓)

會社名	公稱資本	拂込資本
滿洲石油	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇
滿洲棉花	一〇、〇〇〇	四、五〇〇
滿洲計器	八、〇〇〇	三、五〇〇
滿洲火藥販賣	五〇〇	五〇〇
滿洲生命保險	三、〇〇〇	一、五〇〇
滿洲林業	三〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇
滿洲鹽業	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇
滿洲鑛業開發	五〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
奉天造兵所	二五、〇〇〇	一四、八〇〇
滿洲弘報協會	五、〇〇〇	四、六〇〇
滿洲圖書	二、〇〇〇	二、〇〇〇
滿洲興業銀行	三〇、〇〇〇	一五、〇〇〇
滿洲中央銀行	三〇、〇〇〇	一五、〇〇〇

滿洲映畫協會	五、〇〇〇	四、三七五
滿洲拓植	一五、〇〇〇	七、五〇〇
滿洲拓植公社	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇
滿洲合成燃料	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇
滿洲鴨綠江水力發電	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇
滿洲糧穀	三〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇
滿洲油化工業	二〇、〇〇〇	七、五〇〇
滿洲房產	三〇、〇〇〇	一五、〇〇〇
滿洲重工業開發	四五〇、〇〇〇	四五〇、〇〇〇
滿洲炭礦	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇
滿洲自動車製造	一〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇
昭和製鋼所	二〇〇、〇〇〇	一七五、〇〇〇
同和自動車工業	三〇、〇〇〇	一八、一〇〇
滿洲輕金屬	八〇、〇〇〇	六五、〇〇〇
滿洲電氣化學工業	三〇、〇〇〇	七、五〇〇
滿洲探金	六〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇
滿洲飛行機製造		
滿洲硫安工業	五〇、〇〇〇	一二、五〇〇
滿洲電信電話	五〇、〇〇〇	四三、一二五
滿洲土地開發	二〇、〇〇〇	五、〇〇〇
吉林人造石油		
滿洲特產專管公社	三〇、〇〇〇	一五、〇〇〇
滿洲穀粉管理	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇
滿洲生活必需品	五〇、〇〇〇	二五、〇〇〇
日滿商事	三〇、〇〇〇	二五、〇〇〇
▲進特殊會社		
滿洲電業	一六〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇
滿洲曹達	八〇、〇〇〇	八、〇〇〇
滿洲航空	三〇、〇〇〇	二三、九八九
大安汽船	三五〇	三五〇
本溪湖煤鐵	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
大同酒精	一、六七〇	一、六七〇
滿洲畜產	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇
熱河鑛山	一、〇〇〇	一、〇〇〇
滿洲火災海上保險	五、〇〇〇	一、二五〇
滿洲葉煙草	一〇、〇〇〇	二、五〇〇
東邊道開發	七五、〇〇〇	六三、七五〇
滿洲特殊製紙	二、五〇〇	一、五〇〇
滿洲共同セメント	一、三〇〇	三二五
協和鐵山	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇

滿洲石炭液化研究所		
滿洲柞蠶	五、〇〇〇	一、二五〇
舒蘭炭礦	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇
滿洲書籍配給	二、〇〇〇	一、〇〇〇
滿洲事情案内所	五〇〇	二五〇
滿洲石棉	一、〇〇〇	一、〇〇〇
滿洲工作機械	二〇、〇〇〇	五、〇〇〇

一五 開拓

一、開拓民

概況 滿洲開拓政策は日本内地人開拓民を大量に入植させ、新大陸政策の據點を培養する一方耕地面積の過少から来る日本農村の窮乏を根本的に除かうとするものである。昭和十一年、日滿兩國を通ずる樞軸的國策決定してから開拓政策は二十箇年、百萬戸入植計畫の線に沿つて數的にも規模においても飛躍的發展を遂げてゐる。殊に康徳六年(昭和十四年)十二月二十三日、日滿兩國政府において決定を見た滿洲開拓政策基本要綱は、開拓に關する諸々な重要問題について確固不動の方針を定め、こ

營業科目

安平各種
 (安平代用)
 吹・藁製品一切
 防寒帽子各種
 被服類各種
 其他雜品一式
 諸官廳會社御用達

代表者 佐藤秀夫
 奉天和大區彌生町三六
 電話 三〇八九二番
 三〇八五四番



諸官廳・會社
 被服御用達

直營

作業工廠
 奉天瀋陽區大街北
 三一段一九一號
 電話 三〇三二三番

れに基いて開拓團法、開拓共同組合法の諸重要事項が次に法文化されて、開拓民の定着に、不安のない基礎を確立した。これと共に諸機構は漸次擴充整備され、開拓政策は一應の諸體制を整へて百萬戸入植計畫の實現に邁進してゐる。

滿洲事變前の開拓民 滿洲に於ける邦人開拓農民は、大正三年滿鐵がその附屬地に除隊兵を入植させたのを嚆矢とし、翌四年及び五年には關東廳が山口縣から農民を收容、愛川村を建設した。前者は四箇年に三十六戸、後者は二箇年に三十二戸の入植を見たが何れも幾多の試練を経て昭和八年に於ける殘留者は前者十六戸、後者は七戸に激減した。又昭和四年に邦人農家を關東州内に移住せしめる目的を以て大連農事株式會社が設立され、五百戸移住計畫の下に同年以降三ヶ年間に七十四戸を移住せしめたが、昭和七年以後は移住計畫の根本的改革を必要とするに至つたため、其後の移民募集を中止した。

以上が事變前における開拓農民の沿革で何れも關東州及び附屬地より出でず、その成績も極めて不振で内地人開拓民、半島人開拓民ともに國策線上に浮び出たのは何といつても滿洲事變後である。

集團開拓農民 集團開拓農民は昭和七年十月開拓農民として樺川縣永豐鎮に東北、關東方面より入植した屯墾隊を第一次とし、昭和十二年までに二十七箇團の入植を見、昭和十三年以降は國策開拓農民として政府の積極的支持の下に第七次二十二箇團、第八次四十箇團が移住し支那事變に伴ひその數字は豫定計畫に達し得ないが、大體順調なる経過を見せてゐる。昭和十四年七月滿洲拓植公社調査によるその總人口は次の如くである。

自第一次至第六次	第七次	第八次	數	戶數	人口
			二七	六、五〇三	一六、八一二
			二二	三、九五七	五、三〇四
			四〇	一一、一五七	二二、八二九

次に集合開拓民は昭和八年三月通遼縣に入植した一棵樹開拓組合を最初とし昭和十四年七月未までに六十七箇團、戸數二、一七〇總人口五、八九一の入植を見てをり、内五箇團は林業開拓民、六箇團は煙草開拓民、六箇團は縁故開拓民である。

尙ほ滿鐵の經營による鐵道自警村は昭和十年以降陸軍の除隊兵で、同時に農業經營の經驗者の中から入植設定せしめ鐵道警備の實施と農業經營による沿線開發をその

使命とするもので、昭和十四年五月現在に於て二十三箇團四百三十八戸一千四百五十六人の移住を見てゐる。

滿洲開拓青年義勇隊 滿洲開拓青年義勇隊は將來滿洲農民となるべき内地農村の青少年を滿洲に送致し現地訓練を行ひ滿洲開拓國策の強化を圖らんとするもので極めて重要な問題であり、この見地から康徳四年七月義勇隊要綱を決定、義勇隊の送付計畫が樹立された。その内容は康徳五年度以降五箇年間に二十萬人を入植せんとするものである。而して初年度の康徳五年度には三萬人の大量送付の具體的實施計畫が樹てられ、次年度以降もこの數を下らない方針の下に開拓の希望に燃えた青少年を現地訓練所に入所せしめつつある。

青少年義勇隊の内地に於ける訓練は拓務省の委任によつて滿洲移住協會が擔當し、更に現地で三箇年に亙り開拓農民に必要な心身の鍛鍊を行ひ、農業技術を習得させ、理想的開拓農民を育成する目的を以て現在大小八十五箇所の訓練所を設置してゐる。

滿洲建設勤勞奉仕隊 滿洲建設勤勞奉仕隊は康徳六年度から實施されたが、その目的とするところは現下の時局に鑑み、日滿を通ずる食糧及飼料の増産並びに滿洲に

おける開拓政策の促進を圖るため、日滿の學生生徒、男女青年團を動員し農耕、土木、開墾などの作業、又は教學、醫療、測量、建築、家事等の特務に従事せしめ之らの實踐を通じて滿洲建國の理想を把握せしめ、且つ大陸認識を深からしめようとするものである。

奉仕隊の運営は日本内地にあつては文部省、拓務省、農林省が分掌し滿洲現地においては開拓總局を中心として政府、協和會、滿拓、滿鐵その他關係機關の合作による勤勞奉仕隊實踐本部が之に當つてゐる。

なほ康徳七年度人員は特設農場班三、二〇〇名、開拓班六、〇〇〇名(内三、〇〇〇名は應援作業)を主體とし日本側學生五〇〇名、朝鮮奉仕隊一三〇名總計一四、三九一名である。

半島人開拓民 鮮農の滿洲移住は三百年以前から行はれ、昭和十一年九月滿鮮拓植株式會社設立當時在滿半島人人口は既に五十萬を超え、その大部分は農民であつた。滿鮮拓植會社は鮮農移住に必要な一切の事業を行ふと共にその自發的向上發展を期待し無制限の入滿を統制し在滿浮動半島人の安定を圖り昭和十二年以降十四年四月迄に戸數二萬三百六十八戸、八萬八千三百九名、内集

團開拓民九千五十八戸、四萬六千四百四十二名の入植を了し、滿洲既住鮮農の自作農創定を目的として一定の地區に集結安定せしめたものは十四部落二千九百十二戸、直營農場關係四千二百四十四戸、分散小作中のもの四千四百五十四戸、安全農村五箇村營農者三千五百三十戸に達してゐる。

二、青少年の母・寮母

新しい土と戦ふ若人、滿洲開拓青少年義勇隊の訓練生は十六才から十九才迄の青少年である。家庭を遠く離れ第二の故郷創設に獻身の努力を傾けつつ共同生活を営んでゐるが、その厳格な訓練の半面には母性的な保育と愛情が必要である。その任務を擔つて入植した女性が寮母である。淋しい時、悲しい時、母に代り、姉に代つて、この大陸の若人を保導する彼女たちは昭和十三年十一月東京に設置された特別の訓練所で必要な訓練をうけて入植し、今では既に十三の訓練所に八十名もある。その年齢は二十五才から四十九才、高女卒、専門學校出身者も少くない。

開拓地の冬は内地と違つて大した積雪を見ないから屋

外作業が行はれる。十二月初めから秋の收穫物の脱穀調整に凍結した地表は恰好な作業場である。

婦人も入植のはじめは團員用の防寒服や乗馬ズボンを着るが、次年度からは満服や満服改造のものを用ひ、三四年も経ると各自の體験により各種の服裝を考案してゐる。

子供らはスケートが自由に出来るので楽しみである。冬の慰樂としては特に無いが、大人は働くことに冬も大きい愉悅を感じる。

三、安拜開拓女塾

開拓地で唯一の花嫁養成所である安拜開拓女塾は北滿の雄都ハルビンから北へ、滿洲の穀倉といはれる大沃野を進んで綏化から東へ入つたところに開設された。未來は逞ましい開拓團員の好伴侶として新東亞建設のために獻身する健全な娘さんばかりで、年齢は十八才から二十五才まで。理想的な拓士の妻たらんとして農耕に家事に日夜修練を積んでゐる。

塾長熊井竹代女史の話では、入塾希望者が續々と増えて、遠く東北地方から紹介が次々に舞ひ込んで来る有様

だといふ。

一六 金 融

滿洲國は建國以來既に九箇年を経過し各種の基礎的工事は一應完了、いよいよ第二段の積極的擴充時代に入つた。これを金融部門から見ても産業開發、經濟活動の根本條件である幣制統一及び貨幣價值の安定は既に實現し、金融機構また一應整備して産業開發、經濟建設への體制は完了し、今や第二の飛躍の時代に入つてゐる。

舊政權當時の金融機關は舊軍閥の機關銀行であつた發券銀行や錢莊、糧棧、當舖等、舊式な變態的な機關があつたのみで所謂近代式「普通銀行」の發達は殆んど謂ふに足らず、たゞ日本系或は外國系の金融機關が活潑な活動を爲してゐるにすぎなかつた。政府は金融の圓滑な疏通を圖り國民經濟再建設の爲め先づ金融統制機關として滿洲中央銀行を創設したが、更にその手足として直接民間商工業者と接觸のある普通銀行を創設することとなり、その基準法規として大同二年十一月九日銀行法を公布即日實施した。續いて庶民金融の梗塞を打開するため金融

合作社網を全國的に擴充することとなり、康徳元年九月十七日、金融合作社法を公布實施した。

併し乍ら産業五箇年計畫に關聯して長期産業金融に當るべき機關が缺け、この種機關の創設は五ヶ年計畫遂行上絕對的に必要となつた。ここに於て康徳四年十二月三日滿洲興業銀行法を公布實施し、同月五日滿洲興業銀行の創設を見ることとなり、滿洲國の金融機關は一應の整備を見るに至つたのである。

全滿銀行預金貸出高(康徳七年二月末、單位千圓)

銀行名	機關數	預金	貸出
滿洲中央銀行	一四	六三、七七一	八七、六六六
滿洲興業銀行	四二	五九〇、七〇七	八七、三六六
內國普通銀行	四	一八、八三三	一五、四五六
日本側銀行	八	二〇四、六三三	五二、三三六
中國側銀行	五	一七、三三七	一五、六四四
歐米銀行	三	二、七六五	一一、三三六
計		一、五七五、〇四六	二、四〇九、六六七
庶民金融機關預金貸出高(康徳七年二月末單位千圓)			
名稱	機關數	預金	貸出
金融合作社	一四五	四八、五二〇	八二、〇〇五

金融會	四一	六、〇六〇	一〇、八八七
金融組合	二五	二六、八八三	二〇、二六六
當 舖	一、〇〇一	—	五〇、五七七
郵政儲金	—	一三、二〇六	—
郵便貯金	—	五、六六七	—
計		二五、六六六	一六三、七五五

其の他特殊金融機關として無盡會社、滿洲拓植、滿鮮拓植、東洋拓植等があり、それぞれ良好な業績を示してゐる。

一七 通 貨

由來支那では幣制の統一が困難で幾度かその改革が行はれたが、完全な幣制統一は實現し得なかつた。特に滿洲では通貨が複雑多岐であり、又紙幣の濫發による紙幣價值の下落甚だしく、多種多様の通貨は日中の相場によつて流通し幣制の紊亂はその極に達してゐた。

このやうな状態を招致した原因は種々あるが、その主なものは各省官銀號が政府の使嚙下にあつて、紙幣の濫發をなしたことに原因する。

即ち官銀號と稱するのは舊政權時代の滿洲各省の機關銀行である。奉天省の東三省官銀號、吉林の吉林永衡官銀號、黑龍江省の黑龍江官銀號及び張家一派の經營する奉天の邊業銀行でいづれも紙幣の發行權を濫用し、而も直接又は間接に糧棧其他の業務を行ひ、例へば農民より自己發行の不換紙幣で農産物を買取り、買付けた農産物は大連等の大市場で外國通貨に換へ、或は銃砲火藥等その他の武器購入に充て、買取に用ひた紙幣が濫發に原因する下落等によつて農民の困憊を來すことを豫想しながらも繰返し實行して平氣であつたやうな有様で、紙幣の信用を無くしたばかりでなく、三千餘萬民衆を疲弊のどん底に陥れ金融の疏通を阻碍し、投資を妨げ産業を不振に經濟の發達を著しく害した。

建國當初の國內の幣制はこのやうな状態にあつて財政の計畫も經濟産業の建設も到底企て得られなかつたばかりでなく國民の困苦窮乏は一日も忽にすることを許さないう有様であつたので、政府は國內治安の恢復と共に幣制統一を焦眉の急務としてその衝に當らせるため、滿洲中央銀行を設立することとなり、大同元年三月十八日同行創立委員を任命、政府當局並びに創立委員の苦心と努力

によつて同年六月十一日には貨幣法、滿洲中央銀行法、同組織辦法の發布を見るに至り、六月十五日成立、七月一日開業、幣制統一の大業に當ることとなつた。

かうして獨立國家の法貨としての國幣は信用いよいよ厚く、日常商取引にも極めて圓滑に授受され、特に康徳二年十一月四日の日滿通貨の等價維持に關する日滿兩國政府の重大聲明は國幣價值安定に決定的役割を果したもので國幣の信用を磐石の重きに置き、爾來國幣は完全に日本金圓にリンクするに至つた。右の聲明に關聯し滿洲中央銀行と朝鮮銀行間に業務協定が結ばれ、鮮銀券は漸進的に滿洲國より撤收されることに決り康徳三年十二月五日、滿洲興業銀行設立に伴ひ朝鮮銀行の在滿支店が同銀行に繼承されるに及んで鮮銀券は急速に撤收され、國幣が之に代つた。幣制統一の大業はここに成り、國幣は名實共に唯一の通貨として國內津々浦々に普く、その基礎はますます確固不拔のものとなつた。

一八 貿 易

建國當時までの滿洲輸入貿易は工業製品就中生活必需

物資の輸入が殆どその全部であつた。然るに建國後は各種建設資材の夥しい輸入が加り又生活必需品輸入の絕對額も年々増大した結果として輸入貿易は累年顯著な躍進を示した。併し輸出貿易に於ては可成りの増加を見たとは言へ、尙ほ輸入貿易の躍進とは相當の距離があり従つて貿易尻は近年入超を常態とし、而も入超額は年と共に増大してゐる。尤もこの入超は建國の初期世界的農業恐慌による農産物價格の崩落、治安の混亂と天災に禍された連年の凶作により惹起された輸出貿易の萎微沈衰にその端緒を發したのであるが、今日の入超は建國初期のそれとは著しく趣を異にし、各種建設資材の夥しい輸入がその主因を爲してゐる。この近年の入超現象も亦滿洲貿易の重大變化として特筆に値する。

具體的に建國後の全滿貿易推移を見れば建國初年の大同元年は總貿易額九億五千六百萬圓で前年に比べて一億二千五百萬圓の減、又建國前五ヶ年平均に比べれば一億四千萬圓の減を示し、特に輸入貿易は九千七百餘萬圓の減であつた。併し乍ら貿易尻は二億八千萬圓の大出超であつた。翌二年以降輸出貿易は農産物價格の崩落や凶作から著減し、而も年と共に萎微、康徳二年には四億二千

萬圓と建國前五ヶ年平均基準指數は六四に低下した。一三を示し、このやうな跛行的貿易當然の歸結として、同方輸入貿易は各種建設資材の輸入増加から年々増加し、年の入超額は一億八千三百萬圓の巨額に昇つた。同二年は六億四百萬圓と建國前五ヶ年平均基準指數一九

全滿輸出貿易額累年表(單位千圓)

年	次	輸出 指數	輸入 指數	合計 指數	差引(▲印入超)
民國一一年	(一九三)	四七、五九	三三	二九、九六	六
同 一五年	(一九六)	五六、七〇	八九	四二、九二	七
同 一八年	(一九九)	六五、九六	一〇〇	五〇、九八	二六
同 一九年	(二〇〇)	六八、八四	二〇	四六、七三	一六
同 二〇年	(二〇三)	七九、七二	二二	三〇、五九	七
建國前五箇年平均		六〇、四四	一〇〇	四五、三三	一〇〇
大同元 年	(一九三)	六八、一五	四	三七、六七	七
同 二 年	(一九三)	四八、四七	六	五五、八三	二八
康德元 年	(一九四)	四八、四七	六	五五、五一	三六
同 二 年	(一九五)	四二、〇七	四	六四、四九	一三九
同 三 年	(一九六)	六〇、七五	九	六九、八三〇	一五九
同 四 年	(一九七)	六五、二九	九	八七、四三	二〇四
同 五 年	(一九八)	七五、四四	二〇	一、二七四、七四八	二九
同 六 年	(一九九)	八三、七七	二六	一、八六、三四	四七

輸出貿易内譯(單位千圓)

項目	日本	支那	第三國	日本	支那	第三國	日本	支那	第三國	日本	支那	第三國
建國前五箇年平均	二五、二四九	一七、一六一	三三、九四	三六、八	二五、九	三五、三	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
大同元 年	二五、八六一	一八、三三〇	一九、〇六	三六、二	二九、六	三三、二	一〇〇	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七
同 二 年	二〇、七七一	七、七七	一六、九六	四六、八	一六、〇	三七、二	一〇〇	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七
康德元 年	三九、九八	六五、三〇〇	一六四、〇八	四八、九	一四、五	三六、六	一〇〇	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七
同 二 年	二七、二八四	六五、三三六	一八、四五八	五、六	一五、五	三三、九	一〇〇	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七
同 三 年	二八、五〇三	一八、六〇三	一八、二五三	四七、四	二二、三	三三、三	一〇〇	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七
同 四 年	三二、五一一	一三、七五三	三二、〇三	四九、八	一七、六	三三、六	一〇〇	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七
同 五 年	四六、八二五	二二、六八三	一八六、九四六	五七、四	一六、七	二五、九	一〇〇	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七
同 六 年	五二、三四	一六、一九四	一四、一九九	六三、四	二〇、三	一七、三	一〇〇	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七

輸入貿易内譯(單位千圓)

項目	日本	支那	第三國	日本	支那	第三國	日本	支那	第三國	日本	支那	第三國
建國前五箇年平均	一七、三二	二八、六四九	二七、三六	四一、二	二九、六	二九、二	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
大同元 年	一七、一六一	六、一一三	七九、九九	五、四	一八、一	二二、五	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
同 二 年	三九、九八	七九、八二	九六、〇三	六、九	一五、五	一八、六	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
康德元 年	四八、五九	五七、五三	二七、四三	六、八	九、七	二二、五	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
同 二 年	四八、五九	三、一五六	一五、四七	七、六	五、三	一九、一	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
同 三 年	五三、六三〇	四七、六八	一〇九、四五	七、三	六、九	一五、八	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

康	德	四	年	六六、二七〇	三九、三四	一八、八八	五、一	四、四	二〇、五	三七、二	三、一	一、四三
同	同	五	年	九九、四三	七〇、七六	二〇、六九	六、〇	五、五	一六、五	五、四	五、	一、六五
同	同	六	年	一、五四、七六	六、六五〇	二〇八、七八	八、四八	三、七	一一、五	八、五九	五、三	一、六四

一九 保 稅 稅

一、保 稅 貨 場

保稅貨場は貨物の通關手續きをなすための物品を保稅のまま一時藏置する場所をいふのであるが、これには第一種保稅貨場、第二種保稅貨場とがある。前者は公共のための一般物品藏置を目的としてをり、其の期間は一ヶ月である。滿洲國內で現在その設置を許されてゐるものは何れも滿鐵の經營で哈爾濱、新京、奉天等である。第二種保稅貨場は本溪湖に設置されてゐるが、これは本溪湖煤鐵公司の私的利用に過ぎない。

二、保 稅 倉 庫

保稅倉庫は輸入手續未済の貨物を藏置する設備であり長期に亘つて(有効期間一ケ年)關稅未賦課のまま藏置す

三、保 稅 工 場

保稅工場は保稅外國貨物または外國貨物と内國貨物と

を原料として製造・加工その他の作業をなすための保稅區域をいふ。藏置期間は一ケ年で、又必ずしも外國貨物のみを製造・加工に限られた譯でなく稅關長の許可をうけた範圍内で内國貨物のみを原料又は材料として製造・加工の作業をすることが出来る地域である。現在滿洲國內で保稅工場を許されてゐるものは滿洲製糖や滿洲電線等であるが、何れも奉天に設置してゐる。

以上の保稅貨場、保稅倉庫及び保稅工場等は其の設置に當つては稅關長の監督をうけ設置人が凡ての責任を負ふことになつてゐる。尙ほこれら三種の保稅機關は保稅のまま貨物を藏置したり或は仕分、開裝、手入或ひは加工等をなすことが出来る特殊地域であるが、大連は所謂自由貿易港であるから日本内地その他の外國から輸入した貨物であつても市内引取のものに對しては關稅は賦課されぬから大連は一つの保稅貨場・保稅倉庫・保稅工場である譯になる。即ち大連にストックされた商品は、商機を見て天津、芝罘、青島、上海等へ再輸出すれば關稅を要しないが、之を滿洲國內に輸入する時は關稅が賦課されるから、恰も保稅倉庫に庫入する時は保稅のままだが保稅倉庫から倉出して輸入する時關稅を賦課されるの

と同じである。併し之は自由通商時代なら特にこの間の利用價值があつた譯だが、今日のやうに爲替管理制下の通商となると昔日の俤は幾分削がれた觀はある。

保稅運送經由地別輸入額(單位千圓)

	康德四年	康德五年	康德六年
大連	六、三六	八、五一	八、三七
安東	四、六三	九、四〇	一四〇、五七六
營口	二四	三、八二〇	八、六三六
圖們	二五八	一、七四	七、六九〇
山海關	一六	七	八七
滿洲里	四三	一三	一
其他	—	四、五九九	三、九九六
計	一五、五九	八三、二九四	二四七、一五七

二〇 工 業

一、序

滿洲の工業は滿洲建國を契機として發展したもので、産業建設要綱並に重要産業統制法に基き、兵器製造業以下二十一産業が統制企業分野に屬し輝しい將來が約束

されてゐる。現在各種の工業の一應の大工業生産設備の完備を見たとは云へ、産業五箇年計畫遂行に對し、從屬的に必要な中小工業或は下請的工業、又は生活必需品に關する状態であつて、曩に内地中小工業者の一部滿洲移駐を見た程である。

二、躍進する滿洲の工業界

製鐵業 産業開發五箇年計畫の基幹部門を構成する製鐵業は、昭和製鋼所・本溪湖煤鐵公司及び東邊道開發株式會社によつて行はれてゐる。

昭和製鋼所はその中樞的地位にあり、同社の四期に互る増産計畫も殆んど完成の域に達したが、更に鐵鋼需要の激増に對應し現在能力の三倍以上に達する第五期及第六期計畫を樹立した。尙同社を中心として滿洲住友鋼管、鞍山鋼材、日滿鋼管、滿洲鑄鋼、滿洲ロール、滿洲亜鉛鍍、井口洋行、滿洲久保田鑄鐵管等の重工業會社があり、強力なる鐵鋼生産プロックを形成してゐる。

本溪湖煤鐵公司是康徳四年春、滿洲の参加により資本金を一躍一億圓とし、目下年産五〇萬噸生産計畫に拍車をかけてゐる。又東邊道開發株式會社は「東洋のザー

ル」とも稱すべき「ミネラル、ゾーン」を擁し、將來計畫完成の暁は鐵鋼の生産高六〇萬噸を突破するものと期待されてゐる。

機械器具工業 各種の機械器具工業も亦滿洲に於ける諸事業の勃興に伴れて飛躍的發展を遂げ、最近では飛行機、兵器、計器、電氣機械、化學機械等の如き精密工場が漸次設立された。その主なるものは次の如くである。

即ち奉天造兵所は兵器製造業の確立を目的とし、滿洲機器、大連機械製作所、滿洲工廠等は何れも汽機、汽罐、内燃器、電氣機械等の部門を分擔し、同和自動車、滿洲自動車、滿洲飛行機製造及び滿洲計器の四社は特殊會社で夫々の製造に當り、滿洲車輛は機關車其他鐵道用車輛の製造を目的とし、滿洲工作機械は康徳六年六月設立され工作機械を専門に製作してゐる。

化學工業 化學工業は新興企業の花形として滿洲産業體制の整備と共に目覚しい發展を示した。その主なるものは、滿洲化學工業の硫安其他の製造、滿洲石油の原油精製、撫順炭礦製油工場の頁岩油工業並に石炭液化、同じく滿洲合成燃料及滿洲油化學工業の液體燃料製造、滿洲電氣化學のカーバイト製造等である。

紡績工業

滿洲の綿紡績工業は大正十二年頃より勃興したが、その業績は滿洲事變まで振はなかつた。主なる工場は滿洲紡績、奉天紡紗廠、滿洲福紡、内外綿並に營口紡等で、其他會社の分を加ふれば、全紡機錘数は四十八萬四千織機、臺数は九千に達してゐる。

パルプ工業 政府は國內パルプ工業の急速なる發展を圖ると同時に、森林開發に資するため、昭和十一年滿洲パルプ(製紙)日滿パルプ(人絹)東洋パルプ(人絹)東滿洲人絹パルプ(人絹)の四社の設立を許可した。各社の生産許可量は初年度一社一萬噸、次年度以降一萬五千噸で、在來の鴨綠江製紙を加へて全滿五工場、生産能力は製紙用パルプ三萬噸、人絹パルプ四萬五千噸となる豫定である。

尙其外葦パルプ、豆稈パルプもその企業を見てゐる。

金屬工業 支那事變を契機として強調されるに至つた日滿經濟プロックの強化、特に滿洲國に於ける重工業の生産力擴充を基調とする増産計畫の進捗は從來の相貌を一變、飛躍的施設の擴充と事業の活況を見るに至つたが其後事變の進展と國際情勢の變轉によつて東亞プロックの實情に即應するため増産計畫は修正五箇年計畫として



獨逸式高級食パン

菓子パン各種製法販売

ハトヤ

製所

本店 奉天大和區江ノ島町五
電話(3)三二五六番

支店 奉天大和區春日町四
電話(3)五九〇一番

支店 奉天大和區青葉町八
電話(3)五九〇二番

喫茶

本店 奉天大和區江ノ島町五
電話(3)三二五六番

支店 奉天大和區春日町四
電話(3)五九〇一番

支店 奉天大和區青葉町八
電話(3)五九〇二番

一躍増産を強化することとなつた。

滿洲重工業開發會社 滿洲に於ける重工業開發部門を擔當、これが急速な進捗の國策的使命を帯び日産資本を母體として康徳四年十二月二十七日資本金四億五千萬圓（拂込三億九千六百七十五萬圓）を以て新京に設立された。政府、民間持株各四百五十萬株、民間拂込に對しては向ふ八箇年間一割配當を政府で保證することになつてゐる。中心事業を滿鐵より譲渡され幹部は日産、滿鐵等より入り總裁は鮎川義介氏である。

昭和製鋼所 大正六年滿鐵の銑鐵年産百萬噸を目標に鞍山製鐵所の建設に着手したが、歐洲大戰のため計畫遂行中止の已むなきに至り、貧鐵處理法の研究に没頭してゐたが、大正十年鞍山式磁化還元焙燒法を完成、十五年繰業を開始、昭和八年株式會社昭和製鋼所の設立により鞍山製鐵所は買収合併され、昭和十年より懸案の銑鐵一貫作業を實現し、昭和十二年末全額拂込となり滿鐵の設立と同時に滿鐵より譲渡された。同十三年五月日滿製鋼事業一元化に伴ふ増産計畫に基き、事業の擴大強化を計ること決定、八月倍額増産を斷行、昭和十七年三月までに第六次増産計畫を完成する豫定である。

東邊道開發株式會社 東邊道に於ける鐵礦石、石炭の採掘、販賣並びに純鐵及びその製品の製造販賣を行ふべく昭和十三年九月資本金三千萬圓（二千六百四十萬圓拂込）を以て新京に設立された滿鐵の子會社である。大栗子溝、七道江、鐵廠子等を中心とする鐵礦、石炭礦の開發並に製鐵事業を進めてゐる。會長は鮎川義介氏、常務は奥村慎次氏である。

輕金屬工業 アルミニウム工業の確立は軍事上産業上必須のものとして重要視されてゐるが、滿洲にはその原礦石が豊富に埋藏され、アルミニウムの精鍊に必要な諸材料は全部滿洲に於て安價に且つ容易に得られる。滿洲輕金屬製造會社はその開發を目的として創立され、日滿産業界の重要な役割を持ち目下第三期増産計畫期にある。

電氣工業 電氣事業は日露戦争後企業化され、種々の段階を経たが、現在全滿電氣事業は擧げて滿洲電業會社に包含され躍進時代に入つてゐる。又水力による發電事業も國營の下にその建設が急がれ、第二期として松花江、鴨綠江及び鏡泊湖の發電工事が近年完成される豫定である。

三、大豆工業

油房工業 滿洲農産物の大宗である大豆を原料とする油房工業は、土着工業として永い歴史を持つてゐるが工業化されたのは日露戦争以後の事である。油房は最初油の供給を目的としてゐたが、日清戦争後日本農業がその國內的事情を轉じ始めた時移民に先立つて目を着けたのが、油房工業の副産物である安價な豆粕の肥料的價値であつた。

窒素分に缺けた内地の瘦土は豆粕によつて更生せんとし、こゝに油と粕は置換へられるに至つたのであつた。以來殊に大連油房の製品は歐洲向け輸出の道も拓け原料豊富、品質優秀、利用範圍の廣い事といふ三拍子揃つた爲め、歐洲大戰を舞臺に飛躍的發展をとげ、昭和二年を絶頂として七年頃までは豆粕生産六、七千萬枚を持續して來た。斯の如く油房工業は年と共に目覺しい發展を遂げた。併し滿洲事變後は漸次衰退し始め、昭和二年の七千萬枚は二千萬枚臺と一擧に三分の一以上の生産減少を齎したのである。勿論これは種々の理由があるのであるが、それは油房工業の製造工程の改良難疏安の如き

窒素分多き肥料と比較して、肥料的價値が劣る事等を擧げることが出来る。

大正の終り頃滿鐵中央試驗所により、抽出式油房が研究され始めたのは斯業衰退の前兆であり、一方豆粕の三倍以上も窒素含有量を持つ硫安工業の進出は斯業に致命的な打撃を與へ、豆粕の用途轉換等までが眞剣に考へられ始めたのである。併し支那事變の恒久化により、日本内地の肥料問題は益々急を告げるに至り、斯業の役割は大なるものがある。

二、金 礦

滿洲の産金は北滿の砂金を主とし、山金は現在企業時代ともいふべく産額は砂金の比ではない。しかし稼行鑛山は却つて多く近き將來の發展を約束してゐる。

從來滿洲の採金事業は土法稼行と言はれ、原始的生産形態をとつてゐたが、加ふるに交通の不便、匪賊の跳梁、科學的施設方法の缺如、經營の小規模且つ拙劣等のため、不振であつたが、康徳元年五月滿洲採金株式會社が國家的統制の下に出現、採金事業の開發經營に當り滿洲

國の採金界は情勢を一變、ここに近代的採金事業は新天地を開いた。

尙ほ砂金の採取方法は手掘と採金船使用と二法を用ひてゐる。手掘は一般に能率が低い、從來より廣く各所の金廠に用ひられ、採金船は會社直營の龍江省泥鰍河において採用してゐる。

三 水力電氣

一、序

滿洲國に於ける水力電氣は、土地の平坦と降雨量が比較的少量であるといふ理由の下に、從來は閑却視されてゐた。建國後國內河川調査は著しく捗つてこの弱點を利用し蓄水を爲し偏在する水を調整すると同時に、大池を作る等して流水の技術的支配によれば、大量の水を獲得出来ることは勿論、尙ほ之を利用して水力による發電の可能なことさへ立證された。

現在滿洲國では調査の結果、〇〇〇KMの水力發電が可能となつてゐる。既に建設工事進行途上の發電所は鴨綠江の水豊、松花江の大豊滿それに鏡泊湖の三箇所であ

る。このほかに〇〇箇所の候補地があり本格的調査に取りかかつてゐる。之らの水力電氣發電所が廣範圍に分布されることによつて、今後膨脹するであらう電力需要に對して圓滑なる供給源が完成される譯である。

二、湖底に沈む部落

第二松花江の滔々たる流れが大豊滿ダムによつて堰止められる曉、そこには樺甸縣を中心に額穆縣、永吉縣の三縣に跨がる世界第二の人造湖が出現する。

水没部落民は、戸數約八千戸、五萬であるが土地買收費の大部分も既に交付され、圓滿裡にそれぞれの移轉先を求め、新しい住家の建設に懸命だ。政府當局も彼等のため温い親心から色々世話を續けた。

やがてこの大湖水を繞つて各種の工業が富み榮え、哀しみの水没地帯も數年後にはその性格を一變してしまふだらう。

三 東邊道の概観

東邊道（通化省）は「東洋のザムル」とも言はれ、滿

洲國の東南部に位置し、鴨綠江右岸と松花江上流東南から西南に亘る一帯の地域で、殆ど山嶽地帯である。東部地方は長白山を中心として人跡未踏の大密林、所謂白色地帯で、西部に至るに従ひ山低く疎林となり山間に狭い耕地が展開される。省内主要山脈は殆ど凡てが長白山を基點として西南及び西北に走り、臨江地方、老嶺附近より分岐して、ほぼ鴨綠江と並走する。老嶺山脈は標高一、二〇〇米内外である。河川は凡て源を長白山脈に發し、一は東北に流下して松花江水系に、他は西南に走つて鴨綠江水系に合する。

省の面積は三一、六五五平方料、人口は從來治安の不安、交通の不便等に禍ひされて尠少であつたが、昭和十二年四月、通化省設置以後各種の復興工作が進展し、就中重工業の中心地となりつつある通化、臨江兩縣の如きは著しい人口増加を示し、翌十三年七月末では約八十三萬人に達した。

滿洲建國以來省内の調査の進捗著しく、鐵鑛石、石炭、石灰石、金鑛、砂金鑛、銀及鉛鑛、重晶石、石棉、硅石、礬土頁岩、螢石、耐火粘土その他久しく地下に埋れてゐた資源の片鱗を窺知し得るに至つた。併し調査は漸くそ

の緒に就いたといふべく、省の北部及び東部方面には未踏の廣大なる地域があり、これら残された地域の調査が進展すれば更にその鑛種の數を加へるであらうし、既知鑛物の埋藏量も増大するであらう事は地質學的に見て、容易に推定され得るものであり、やがて白日下に曝されるべきこれら資源の全貌は、蓋し世紀の話題として眞に驚異的なるものと豫想される。

二四 商 業

一、概 況

舊軍閥時代には滿鐵沿線の諸都市及哈爾濱を除く地にあつては、殆んど近代的な商業組織が存在せず、軍閥の手先なる官商が特權を利用して不換紙幣を濫發して特産の賣買、主要事業の經營等を一手に收め一般商民の利益、民衆の生活についてはそれを阻害して恬然たる有様であつた。

これらため政府は建國後經濟建設の一要綱として商業開發に關する各項を定め、商業所有權保護の爲特許發明法、商標法等を公布し、或は度量衡の制を統一し、關稅

政策に検討を加ふる等、専ら商業の健全なる發達に努めた。爾來歲を閱すること八年、産業の發達、商業の股賑は實に目覺しく、之を商事會社に就て見れば康徳二年末九百四十二社、資本金五千四百萬圓に過ぎなかつたものが、康徳六年九月末に於ては實に二千百三十三社公稱資本金一億九千八百萬圓と驚く可き飛躍を見せてゐる。

二、商業關係團體

商工会會 日本の商工会議所に相當し、商工業に關する連絡調整、調停仲裁、通報、指導仲介斡旋、説明、鑑定、調査其他の業務を行ふ。その組織は法律により定められた資格該當者（營業稅年額二十圓以上を納入する商工業者）全部を會員とするもので、會の指導運用機關として參事總會と會務職員が置かれてゐる。參事は政府の選任或は政府の委嘱せる銓衡委員の選任せる人々によつて組織され、會務職員は政府の任命する會長、副會長及理事から成つてゐる。

而して右機關は康徳四年十二月公布の商工会會法により、従前の日人側商工会議所、實業會、商工会、滿人側の公議會、商務會は何れも新機構の下に合併され、康徳

七年一月現在に於て百三十四の設立を見てゐる。

生活必需品會社 特殊會社で目的とする處は生活必需品（米穀類を除く）の輸入買付及配給並に之に附帶する事業を營み、又生活必需品の製造者は販賣事業に對する投資を爲すものである。而して本社は貿易統制法に基く輸入統制機關として指定され、砂糖、協和會服並同服地、ゴム靴及地下足袋、運動競技用具、茶、澱粉、鹽魚（鹽鮭、鱈）、昆布の八品目を獨占的取扱品としてゐる。

生活必需品輸入聯盟 生活必需品會社の獨占取扱品以外の輸入配給統制機構として政府は、輸入聯盟、卸聯盟、小賣聯盟を設けることに決定、輸入聯盟については康徳七年五月下旬加盟業者の銓衡決定をなし、同年八月五日之が結成を見た。輸入聯盟の取扱品は石鹼以下三十六品目である。

關東州貿易實業組合聯合會 關東州貿易統制の一元的運營機關として、昭和十五年四月十五日を以て設立され、關東州内貿易業者を以て結成された各品種別貿易實業組合により組織されて居る。所屬組合數は現在三十六組合に上つてゐる。

商業組合施設 各府縣物産の取引斡旋所並に宣傳、調

査等の機關として内地各府縣其他の設置にかかる貿易斡旋所は大連、奉天、新京、哈爾濱の各地にあり、總數七十六に達してゐる。

三、内外卸賣物價指數

（滿洲中央銀行調査大同二年平均＝一〇〇）

年 月	新京	奉天	大連	東京
康徳元年平均	100.0	100.0	100.0	100.0
同 二 年	103.4	104.9	106.9	103.3
同 三 年	106.1	104.9	109.0	109.6
同 四 年	115.1	126.8	124.8	133.7
同 五 年	149.6	181.1	151.4	140.4
同 六 年	181.3	183.1	192.1	154.6
康徳七年四月	234.6	235.2	239.2	174.9

一五 農 業

一、概 説

滿洲の總面積は約三十萬平方料でこの内五割餘が可耕地及牧野であり、國內三千萬人口の八、九割までが農民である。更に貿易の點から見ても、その輸出貿易總額の七割までが滿洲特産物たる大豆、豆粕、豆油其他特用

作物によつて占められ、殊に大豆は世界最大の生産國で世界總額の六割を占め、大豆の豊凶、市場の需要は滿洲經濟界に甚大なる影響をなしてゐる。

このやうに滿洲國はもと／＼農畜業を基礎とした國であり、農業は國民經濟上最重要なる位置を占めてをり、既に産業五箇年計畫中に農業開發部門を置き、米穀を中心とする増産計畫を樹立し、重工業部門の躍進と相俟つて、興亞食糧政策の重要な一環を擔ひ、之が完遂を期しつゝある現況である。

自然的條件 滿洲の氣象、土壤等は南、東、北又は西部に於て夫々に尠くない差違を認められるが、大體に於て乾燥農業即ち畑作物に好適してゐる。これは農業の前提條件である氣象要素其他の自然的條件に依るもので、先づ氣象を見るに氣溫は春秋の雨季が短く、夏冬の雨季が長く、寒暑の年較差が非常に大きい。

月平均氣溫の最も高いのは七月で最低氣溫は一月に現はれ、著しく大陸性氣候の特徴を發揮して、日本の如き海洋性氣候に比し大にその趣を異にし、冬季冷寒の爲め地表の凍結は一米乃至二米に及ぶが、夏季は緯度に比し相當高温に達する。雨量は甚だ少なく農耕地帯で五百乃

至八百耗で、日本の年總量の約三分の一、東部内蒙古の如きは三百耗以下で最早農耕不能である。土壤は概して壤土及埴土が多く、砂土、土の分布は少いが、一般的に理學的には良好でなく、化學的には豐饒と言へる。過去の所謂掠奪農法の結果、可成り地方の減耗を見てゐるの、適當の肥培管理を必要とする。

發達過程 由來土着の滿洲人及び蒙古人は耕種農業に對する技能を缺き、戰鬪と狩獵遊牧を業としたものであり、滿洲の農業は約三百年前清朝の封禁が破れて山東、河北の漢人種が殺到して以來、初めて盛大になつたもので、爾後この移住漢人によつて廣漠たる原野は南滿より次第に北滿にかけて開墾されて行つたのである。

一方東部國境地方は朝鮮民族の發祥の地であるため鮮人により開拓された地方多く、鴨綠江の上流及び安奉線、滿鐵本線の各縣に於る水田の耕作は皆之等移住鮮人の手によつて爲されたものであるが、最近日滿經濟プロ

ツクの躍進に伴ふ日本人移民の發展は滿洲拓殖公社の新設となり、百萬戸五百萬人移民計畫の進行に伴ひ、東北滿洲を中心に日本人により耕地がどんどん開拓されつゝある。滿洲の農法は遊牧時代の農耕法から大なる發達は遂げて居ないのであるが、それでも耕地の廣大な點から來る畜力利用度の高化の結果歐米式機械利用の方式に似た器具が相當巧妙に工夫され利用されて居り、幾分かづつ進歩の一路を辿つてゐると言へる。

二、耕地

滿洲は平原、山地が殆ど相半し平原には遼河、松花江の二大河が灌流し、その本支流域は肥沃な農耕地をなしてゐる。滿洲の可耕地は大約四千萬陌と推定され、總面積の約三割餘に當り、滿洲國並びに滿鐵では未耕地の開拓に大童で同時に邦人開拓民政策の實現のために、極力可耕地並びに既耕地の増加を計つてゐる。

主要農作物作付面積(單位千陌)

年度	大豆	其他豆類	高粱	粟	玉蜀黍	小麥	水稻	陸稻	其他穀物	合計
康徳元年	三、七三	三、一一	二、七〇六	一、二六九	一、一三三	八六六	一〇一	一〇一	一、七三三	二、八七九
同 二年	三、四九	三、九	二、七四	二、三五四	一、三三	九七九	一〇	一四	一、六	三、三六八

年度	大豆	其他豆類	高粱	粟	玉蜀黍	小麥	水稻	陸稻	其他穀物	合計
康徳三年	三、四六	三、九	二、九四	二、五五	一、三二	一、〇九四	一五	一四	九三	三、三六
同 四年	三、五九〇	三、七五	三、〇四六	二、六三	一、四一八	一、二六	二一〇	一〇四	一、〇三六	三、八八
同 五年	三、六二四	三、五	三、〇五	二、七三	一、六九	一、〇八五	二四四	五	一、〇二	四、〇八
同 六年	四、一六三	四、六	三、八九九	三、六二	一、九七	一、二九〇	二八二	一〇三	一、六九	七、七五

(備考) 康徳六年度は第三次豫想(十一月)に據る。
主要農作物生産高(單位千担)

年度	大豆	其他豆類	高粱	粟	玉蜀黍	小麥	水稻	陸稻	其他穀物	合計
康徳元年	三、五九九	二、七九	三、五八	二、〇九三	一、六〇九	八六三	一六	一七	一、二九九	三、四三二
同 二年	三、八三三	二、七二	三、八四三	二、九七〇	一、八〇一	九三四	二八四	一七	一、二四五	三、三〇九
同 三年	四、四七	三、四〇	四、三四〇	三、一七	二、〇七三	九五九	四四二	一五	一、〇九二	一六、八二九
同 四年	三、八三一	二、九七	三、六七三	二、九五	二、〇八二	九〇三	五三六	一一	六四	一五、四七九
同 五年	四、〇九一	三、四一	四、六四二	三、五七	二、四七五	九六三	七二二	一〇〇	一、三六九	一八、三七
同 六年	四、〇五四	三、三二	四、五七	三、五二	二、四六八	九八	七二二	一〇〇	一、三三	一八、二九

(備考) 康徳六年度は第三次豫想(十一月)に據る。

三、農業五箇年計畫

康徳四年度より實施された産業開發五箇年計畫に於ける農業部門の目的は日滿經濟プロツクの強化、戰時農産資源の確保、農家經濟向上、國內消費の自給自足を確立すると共に、日本の不足資源の供給を圖らんが爲めである。

つて、米、小麥、ルーサン、棉花等重要農作物十五種に對し計畫的且つ積極的増産を爲し、以て國力伸展、民生向上を促進せんとするにある。併し第一年度の實績に鑑み、且つ又支那事變を契機とする國際情勢に即應するため當初の計畫に多少の修正が加へられた。

四、興農合作社

興農合作社は農事、金融兩合作社を統合して康徳七年四月十日設立されたる經濟團體である。その目的は「農家の福利増進、農事の改良發達を促進し農民協同體精神になる農本國策の合理的遂行を期する」外「政府の監督助成の下に社員協同の福利増進」と「國家の計畫に即應して社員全體經濟の發展を圖る」ものである。主なる業務は目的達成のための農事共勵、信用、共同販賣利用共濟其他共同事業等である。

中央會 興農合作社中央會を中央に置き、合作社及び聯合會の指導、連絡を確保し、資金上の中央機關として合作社の運営の圓滑を圖つてゐる。

聯合會 省に聯合會を設け合作社の普及發達を圖り會員相互間及會員と中央會との連絡を緊密にし會員の業務の遂行を圓滑適正ならしめてゐる。

興農會 部落、屯其他適當なる地域内に興農會を組織せしめ社員の相扶合作を強化し、隣保共助の精神を密ならしめて、合作社業務の遂行並に會員の相互協力の據點たらしめてゐる。

二六 林業

一、概況

滿洲の森林は印度支那地方より東支那海岸を経て河北省山海關を越えシベリアに連續した大弧狀の森林地帯の殘存と稱せらる。この地は清朝發祥の地として乾隆の頃から伐木開墾を禁ぜられ、古來、砂金、毛皮の産地として知られ續々密獵者の侵入が行はれ、農耕適地の林野は野火に害はれ、濫伐、山火に遭ひ、のみならず國內の森林は永く爲政者の何等人爲的保護の手が及ばなかつた。故に此の國の森林は自然林の外なく、勢ひ交通不便の地帯だけが存在して居るといふ状態である。

自然的條件 滿洲の氣候は、その大部分が大陸的であり、寒暑の差が甚しく、降水量少く蒸發量大にして甚しく乾燥し、且つ四季の中夏冬の著しく長いのが特徴とする。従つて植物の生育には好適であり、即ち滿洲の森林は氣候的條件に於て比較的恵まれてゐると言はねばならぬ。

生産狀況 木材の生産量を見るに、康徳元年度に於て

は百三十四萬立方、同五年度は三百五十五萬立方メートルの生産を見るに至つてゐる。而して建國初年である大同三年を基準とした康徳五年度生産數量は約四倍弱と躍進的指數を示してゐる。

輸出入狀況 對外輸出入の概況を價格によつて年度別に見れば輸出は、大同元年度に於ける對支輸出七七%、對日輸出二三%を示してゐるが、康徳五年度に於いては兩者の地位逆轉し對日七四%、對支二六%を示してゐる。對第三國輸出額は其最高年度たる康徳元年に於て僅に二三、〇三三圓に止まり、康徳五年度に至つて木材輸出統制の結果皆無となつてゐる。以上對外輸出を全體的に見るときは大同元年五四〇萬圓を最高とし爾後半減して各年若干の増減を示し、康徳五年度には四七五萬圓に増加してゐるが、異常なる變動は見られない。

然るに輸入に於ては逐年増加を示し、大同元年三〇三萬圓に對し、康徳五年二、三九六萬圓となり約八倍、數量に於て約五倍強の飛躍を見た。之を國別に見ると對日輸入額は總輸入額に對し各年平均七五%強、康徳五年度に於ては八六%に達してゐる。

以上の如く輸入は輸出に比較して、數量及價格に於て

躍進的の激増を示した。従つて大同二年度より入超を持続し、康徳五年度の入超額は、數量六一萬立方、價格約二、〇〇〇萬圓に激増し、各國別に對照するときは對日入超額が其の大半を占めてゐる狀況である。

二、パルプ工業

滿洲の森林は比較的パルプ資源が豊富であるので、パルプ工業を興し地方産業の振興を計ると共に急激に増加しつつある日本の需要に對應せしむることとしてゐる。而してパルプ資材は一般用材と密接なる關係にあり、斯業を放任する時は木材需給を紊す結果を來すのは明であるから統制主義を以て之に臨み、生産量各社共年一萬噸を條件として康徳三年一月左記四社に事業の經營を認可した。

會社名	工場所在地
日滿パルプ製造股份有限公司	敦化縣牡丹江左岸
東滿洲人絹、パルプ株式會社	問島省開山屯
東洋パルプ株式會社	問島省石舘
滿洲パルプ工業株式會社	牡丹江省樺林

尙右の外鴨綠江製紙株式會社がある。

三、林業の近情

政府は林業の開発に力を注ぎ、着々と実績を挙げてゐる。又國內の緑化を計り、各省に移牒して、大いに植樹造林を奨励し、「植樹節」を設けて各縣下の村落、公共團體等に命じ植樹を行はせ、又國及各省に於て苗圃を設くる等の計畫を進めつゝある。

森林の伐採に就いては、匪賊の被害のため抄々しく行かないといふ實情にあつたが康徳三年から國有林の伐採法を發布し、一定の地區を定め、各地方に於ける治安維持會の警備の下に集團的伐採法に着手した。

パルプ工業は前記の通り、時代の要求に應じてパルプ會社の設立を見てゐるが、政府はパルプ工業の統制を行ひ、今後五箇年間に十九萬噸の増産を目圖してゐる。

又政府はパルプ増産計畫促進の爲め、新たに日滿合辦の國策會社を新設することに決定し近く設立を見る豫定である。

林業移民はすでに四百戸に及んでゐるが、この漸増と相俟ち開發工作も相當の發展を遂げるものと思はれる。

二七 水産業

一、概説

海岸線が短く比較的海洋漁業に恵まれてゐないが淡水方面には幾多の長大なる河川湖沼を持ち、海洋に比し利用面積が大なるのみでなく、漁船、漁具、漁法等も頗る輕便簡易を以て足るので産業上の利用價值は頗る高い。加之等の河川湖沼には生棲魚族が豊富で兎在判明せるものでも百三十五種の多きに達してゐる。併し乍ら未だ極めて未開水面を残し、將來の開発に俟つ所が頗る大である。

二、河川漁業

滿洲は比較的長大な河川に富むために、河川漁業は相當に見るべきものが少くないが漁業法に於て極めて舊式な域を出てない結果成績は良くない。南滿の鴨綠江、遼河、渾河、北滿の松花江水系及び黑龍江、烏蘇里江及び各湖水等からは鯉、鮠、鰻、鰲花魚、鱖魚、鱖頭魚、鯽魚(フナ)、蓮花魚、草根魚、狗魚、鮭、サメ等が相當に

獲れ、康徳四年度の淡水魚産額は約七百萬圓である。漁期は少數を除いては、主として春から秋に亘つて行はれ、曳網、懸網、待網、投網、探り網又は釣り等による。

三、沿海漁業

滿洲國領海沿岸漁業は漁業取締法、同保護法に依るが、むしろ河川漁業に比し不振の状態にある。漁獲物は、蝦類、黄花魚、鱗刀魚、台鮫魚、鮫魚、鱈魚等を主として康徳四年度の産額は約三百六十萬圓を擧げてゐる。而して狭小な沿岸地帯の漁獲物は大體大連、安東等の市場に出廻り、國內各地へ輸送されるといふ徑路を辿つてゐる。

四、鹽業

鹽は大豆、石炭と共に滿洲の三大物産の一つで、渤海岸及び黃海岸に多量に生産される。併し舊政權時代に於ける搾取手段として之に重税を課したる爲め發達を見ず、建國直前の如きは鹽田の過半が休業するの状態であつた。

建國後政府は鹽製造業者の窮狀を打開すると共に、ま

た數次に亘り鹽價の引下げを斷行した。かくて漸く鹽政の整備統一が成り、現在の鹽專賣制度を實施するに至り、諸施設と相俟つて増産の見込みである。

滿洲國の海鹽 滿洲國の海鹽は凡て天日製鹽法に依つて生産される。鹽田は渤海及黃海の沿岸に點在する。滿洲國に於ける鹽田面積及生産高は

年次	鹽田面積(町)	生産高(單位疋)
康徳三年	一四、六七八	三九四、四二七
同 四年	一三、八七九	三三四、五四九
同 五年	一三、九八四	三三二、六一三

鹽増産五箇年計畫 日滿兩國に於ける化學工業の振興、殊にその基礎工業たる曹達工業の急激なる發展に伴ひ、之が原料たる鹽の需要は逐年激増を示してゐるが、現在未だその需要に應じ得ず、多額の工業鹽の輸入を仰いでゐる状態である。依つて國內の圓滑なる配給と日本工業鹽の充分なる供給を目標として、滿洲鹽業株式會社を特殊會社として設立し、新たに鹽田を開發し又既設鹽田の改良を企圖して銳意増産計畫を進めてゐる。

五、鹽政と鹽務機關

滿洲國に於ける鹽は康徳四年一月一日より專賣法が實施せられ、鹽務行政の中央官廳は經濟部外局の專賣總局である。總局には鹽務科が置かれ、之が鹽務行政を分掌してゐる。又專賣總局の下に全國主要地に十四箇所の專賣署があり、その下に百八箇所の專賣局、更にその下に百九十箇所の分局及その分駐所九箇所があつて各地方に於ける鹽務を掌つてゐる。

近時鹽の増産が益々要請される情勢に鑑み鹽業振興の爲め助成金の交付をなし、又既設鹽田の保護並に鹽田適地の確保を圖り以て鹽増産に邁進してゐる。

二八、畜産業

一、概況

滿洲の畜産は其の廣大なる境域と豊富なる家畜飼料の生産を根據として、主として漢人農家及蒙古牧民に依つて營まれ由來家畜とその生産を利用することが多い。農家では農耕、運搬の役畜として、各戸毎に若干づつの家

畜を飼ひ、又蒙古では食用、衣料用として全面的に多數の家畜が飼育されてゐる。滿洲の豚、蒙古の羊、馬等は著名であるが、科學的管理を行はなかつた爲めに、進歩を見て居ないので未だ相當の改善の餘地がある。

滿洲國に於ては平戰時に於ける家畜の重要性に鑑み、建國以來家畜の改良増殖、獸疫の防遏に努めて來たが現下の時局は益々畜産の急速なる開發を要請してゐる。康徳四年産業五箇年計畫が實施されると共に、畜産部門も其の重要な一環として積極的開發に向つて出發した。

二、家畜の分布狀況

種別	牛	乳牛	綿羊	山羊	猪	狗	家禽
全 國	100	100	100	100	100	100	100
吉林省	44	46	11	43	17	14	6
龍江省	66	29	26	11	11	78	34
黑河省	0	2	0	0	3	0	3
三江省	20	7	2	1	2	6	6
牡丹江省	1	1	1	1	1	1	1
濱江省	58	33	22	3	3	28	84

績を收めてゐる。

二九、交通

一、序

鐵道 滿洲の鐵道は一八九五年ロシア東清鐵道の敷設に始まり其後南滿洲鐵道會社の創立、支那側の一部鐵道の建設時代を経て滿洲帝國の建國後鐵道の統一、新線建設により劃期的な發達を遂げた。滿鐵鐵道總局では鐵道運營一萬軒開通記念の祝賀式を昭和十四年十月二十一日舉行したが、右は一萬軒達成を記念すると共に、之を一目標として更に將來への飛躍に第二段の巨歩を進めたのである。

昭和十五年十月一日現在の滿鐵鐵道總局所管鐵道及私設鐵道並公私有森林鐵道は概ね次の通りである。(單位 軒)

滿鐵鐵道總局所管鐵道營業線	
社 線	一、二三七・〇
國 線	九、三四三・二
北 鮮 線	二〇二・四

間島省	三・四	—	〇・一	—	二・〇	一・四	二・一
通化省	一・五	—	〇・一	—	一・二	〇・九	一・一
安東省	六・九	〇・四	—	〇・七	五・一	四・一	四・八
奉天省	八・三	一・三	一・四	一・五	七・九	二・一	二・四
錦州省	五・二	〇・四	九・三	六・五	九・八	一・二	八・七
熱河省	一五・七	—	一三・二	六・九	二・二	三・四	八・六
興安西省	一・八	—	六・五	一・三	一・三	二・二	一・二
同 南省	一四・〇	—	四・三	八・五	三・七	四・一	三・〇
同 東省	〇・八	一・六	〇・一	〇・三	〇・三	〇・五	〇・五
同 北省	一三・三	六〇・六	五九・九	四・七	〇・一	〇・七	〇・五

三、畜産開發五箇年計畫

政府は畜産の重要性に鑑み行政機構を整備すると共に諸施設の充實を圖り品種の改良と増殖を計り、康徳四年度から畜産開發五箇年計畫を實施してゐる。殊に綿羊の改良に力をつくして又羊毛の自足計畫の下に種羊の大量輸入を行ひ、改良増殖を行ふと共に畜疫の豫防を行ひ、増産を期してゐる。一方に於ては綿羊改良場を設立し、種畜場を設けて目的達成を期してゐる。第三年度の實績を見るに牛・馬・羊・豚等何れも一〇〇%を超える好成

計 一〇、七八二・六

私設鐵道營業線

二鐵道合計 一一九・三

森林鐵道

十七鐵道合計 八七六・三

以上の如く著しい躍進を遂げつつある滿洲鐵道は、東亞新秩序建設の國策線に沿うて大陸鐵道一貫運營實現への道程に立ち、いよいよ其の使命は重要性を加へてきた。

南滿洲鐵道株式會社 南滿洲鐵道株式會社は、日露戰役直後の明治三十九年滿蒙の資源開發とその文化的發展を圖るを目的として創立された半官半民の會社で鐵道運輸を主とし倉庫、自動車、旅館、港灣、水運、炭礦、製油等の廣汎なる事業を營み、昭和十二年十二月までは鐵道附屬地に於ける地方行政をも擔當し滿洲開發史に大なる足跡を印してゐる。而して昭和十五年一月資本金十四億圓と一躍六億圓の増資を斷行、滿洲國政府の資本參加を機に、從來の國線別途勘定を廢止し社國線經理を一元化し、全滿鐵道を名實共に一手に經營することになつた。

自動車 鐵道と共に自動車は近世陸運界における二大雙壁と言はれ、自動車事業の驚異的發展は短距離輸送に

於て鐵道を凌駕する趨勢を示し、更に鐵道の最大特色たる長距離大量輸送領域をも侵蝕せんとする情勢である。

昭和八年二月九日滿洲國政府は國有鐵道の附帶事業として港灣水運事業と共に自動車事業の經營を委託した。支那事變勃發以來四圍の情勢變化に即應すべく滿洲國自動車事業の急速なる擴大方針が決定し、産業五ヶ年計畫の國策線に沿うてその第一次計畫として昭和十六年度末迄に急激な擴充を義務づけられた。昭和八年三月末熱河作戦の眞只中で北票——朝陽間約四十五料の路線を建設したのが總局自動車營業の第一歩である。而して同年中に三線二百八十料開通したが、爾來七星霜、幾多の困難と闘ひ施設の充實を圖つた結果、昭和十四年九月末日には營業區間總料程一萬六千料に達し、十三年度以降の飛躍的發展を遂げ、更に十五年十月には實に二萬五千料に垂んとする驚異的數字を示してゐる。

水運 滿洲國に於て水運上特異性を有してゐる河川は北滿にある。南滿では渤海に注ぐ遼河と滿鮮國境を流れる鴨綠江の兩河であるが、今のところ戎克船を通ずる程度である。併し前者は昭和十四年度より營口、奉天間の運河開鑿計畫の具體化に依つて南滿資源の主要輸送路と

して面目を一新し、航運上の價値を高めんとし後者は目下進捗中の水力發電計畫のため堰堤築造によつて經濟河川に變化することとなつた。之に反し北滿河川には黒龍江及び烏蘇里江、北滿の中部を貫流する松花江と舟運に好適なる世界的河川が流れてゐる。蓋し支那的表現に従へば滿洲は北船南馬とも言ふべきであらう。

水運行政は交通部航路司水運科で司つてゐるが滿鐵が永年船舶港灣を經營して來た關係から航政、水運を除いて船舶、港灣に就いては滿鐵に委託經營してゐる。航務局は哈爾濱、營口、安東の三ヶ所に置かれ、水路、港灣、船舶、海員、水先航路、標識その他の水運に關する事項を掌る。

海運 主要航路

- 大連中心——門司、青島、上海、天津、芝罘、鹿兒島
- 營口中心——大連、天津
- 安東中心——芝罘、仁川、鎮南浦、大連
- 清津中心——敦賀、新潟、門司、羅津、元山
- 海港——大連、旅順、營口、壺蘆島、羅津、清津、安東、(大東港建設中)

滿洲名物

協和おこし

奉天松島町三(十日通)

協和おこし本舗

電話③三三八九番

振替奉天三三三四番

二、北鐵接收

一九三五年（昭和十年）、この年こそ帝蘇二代を通じての對滿據點であつた東支鐵道が、永久に影を没した歴史的な年である。他にも種々と理由は臆測されるが、滿洲事變直後滿鐵が滿洲國政府の委託に基いて北滿の重要地點と日本とを結ぶ最捷交通路——拉濱線と京圖線——を建設し、北滿鐵路（東支鐵道）に政治上經濟上致命的な打撃を與へたことが彼をして讓渡の提議をなさしめたのである。

この歴史的接收も三月二十三日正式調印の瞬間、指令電話によつて極めて靜穩に完了したのであるが、その後に来る「ゲーヂ變更」事業は相當な難事であつた。

由來舊北鐵線のゲーヂは五呎の廣軌であつて滿鐵線よりも三吋半廣いために滿鐵の列車は一步も北鐵線に入ることが出来なかつたのである。従つてハルビン行の旅客は一度は必ず新京で北鐵列車に乗換へなくてはならぬ不便があつたのである。がこの不便を除いて歐亞連絡旅客の便を計るため接收五ヶ月後の十年八月卅一日の午前五時から僅か三時間に新京——ハルビン間のレールの幅は

正軌の四呎八吋半に狭められ、明けて九月一日には大連——ハルビン間に流線型の滿鐵超特急アジアが十三時半を以て直通したのである。そして現在では舊北鐵西部線の終點まで滿鐵列車で直行出来るのである。

三、あじあ

大連、哈爾濱間の超特急「あじあ」は昭和九年（一九三四年）十一月一日まづ大連——新京間を直通し翌年九月一日には大連——哈爾濱を結ぶこととなつた。

構成材料は輕合金材料、特殊鋼等の國産品で滿鐵沙河、口工場製作、七輛連結で機關車、手荷物郵便車、三等二輛、食堂車、二等、展望一等である。

機關車 滿鐵が設計製作したもので「パシナ型」全長二五・七米、總重量二〇二噸、空氣の抵抗を避けるため流線型とした。

客車 三等車八八名（二輛で一七六名）二等車六八名、展望二等車四八名、計二九二名（他に食堂三六名であるが、定員としては二七六名としてゐる。車窓は密閉であるが換氣装置を施し、冷凍、暖房の裝置も完備してゐる。**速力** 「あじあ」は最大一三〇軒を出すことが出来る

が、現在は大連——新京間を八時間半、大連——哈爾濱間を十二時間半で走つてゐる。

四、興亞特急

釜山から北京に走る特急列車に「大陸」と「興亞」があり、運行時間は約三十八時間、日滿支三國間を直通する興亞特急である。山海關では「中國聯合準備銀行兌換所」「鈔票免費兌換所」（紙幣無料交換所）と書き出された窓口が二十ばかり並んでゐて、列車の到着毎に旅客がどつと押し寄せてプラットホームは忽ち人の波で埋められるが停車時間中に兌換しなければならぬ。

滿洲からの旅行者に許された所持金は乗車券一枚一回に限り五十圓、日本及朝鮮發のものは二百圓に限られ、兌換がすむと乗車券にベタベタ捺印される。

五、日滿連絡

日滿連絡航路に古い歴史を持ち強力を誇つてゐるのは大阪商船である。扶桑丸（八、一九九噸）初め十隻の優秀船を擁して日發制を實施し、逐年激増する日滿連絡貨客輸送に盡瘁してゐる。また大陸と結ぶ同社の航路には神

戸——北鮮間に慶興丸を、大連——鹿兒島——那覇間に大同丸を配してゐる。

日本郵船は大連——鹿兒島間及び神戸——基隆間に活躍し、日本海汽船は新潟——羅津——清津間、敦賀——北鮮——浦鹽間を就航し、前者には月山丸以下四隻、後者には、はるびん丸が日本海征服に氣を吐き、日滿間の緊密度濃化に伴ひ愈々重要性を加へつつある。朝鮮郵船は仁川——上海——青島間に慶安丸はじめ三隻を配して朝鮮と大陸との運輸陣を擔當してゐる。

大連汽船は大連を起點として北支へ、中支へ、臺灣へ航路を伸ばし、天津航路には天津丸のほか四隻就航、上海航路には青島丸はじめ三隻、基隆、高雄航路には北安、西安の兩船を増配、更に滿蒙貿易文化の交流強化を目指して長山丸が昨年十月一日から就航し同航路を強化した。

東亞海運は神戸——上海間に鹿島丸を、長崎——上海間に五千噸級の優秀船長崎丸、上海丸兩船を、神戸——天津間に洛東丸はじめ四隻を、神戸——青島間ははいかる丸初め四隻を配船してゐるが、他に大連——芝罘間、大連——青島間等を經營してゐる。

六、滿洲航空會社

滿洲航空會社の路線は十九線に及び、空路延長凡そ一萬三千軒、全滿に蜘蛛の巣の如く張られて主要都邑は悉く航空路で結ばれてゐる。その空路は更に延びて東京とは米子及び福岡經由の二線、北京へは奉天からと大連から、大連からは青島へ、更に中華航空との連絡によつて南京、上海、廣東、臺灣にも擴がり、南方生命線へも飛ぶことが出来る。

新京—東京間をダグラス機に乗れば、新京で朝飯を、夕飯は東京でとると言つた僅か十時間か十一時間の空の旅、その料金は百七十圓である。

三〇 通 信

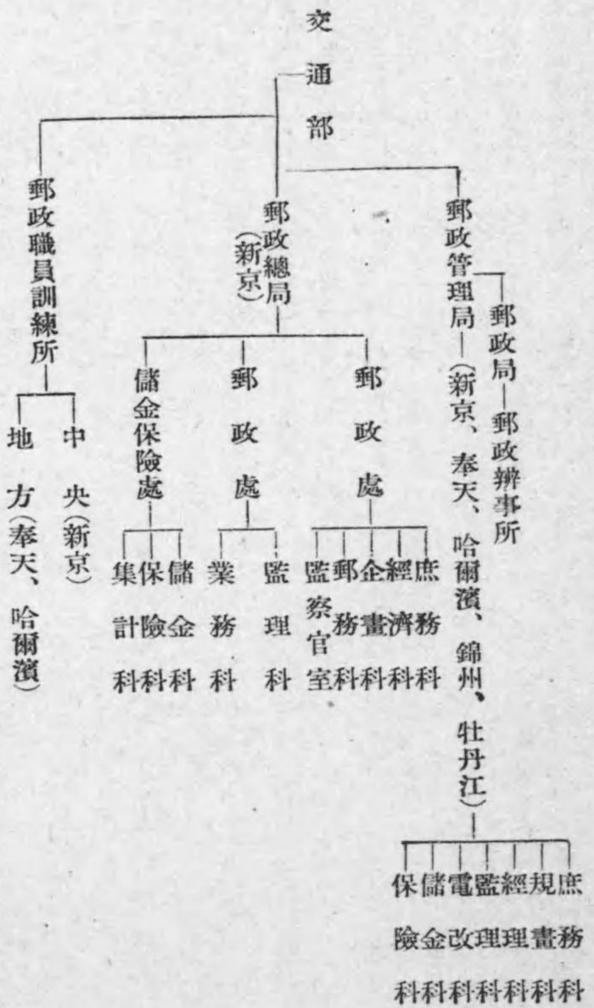
一、郵 政

大同元年三月滿洲國の成立と共に國內の郵政は交通部の所管となり、交通部大臣(當時の交通部總長)統轄の下に郵務局が中央機關として事務を執掌し、郵政局以下の現業機關を存置することとなつた。

併し建國當初中華民國直轄の郵務管理局に於て實際の業務を繼續してゐたため、交通部は郵務司の機構確立を俟つて郵政權の掌握に努め、遂に大同元年七月二十六日完全に中華民國交通部の管理より離脱し、滿洲國郵政として初めてその成立を中外に宣明、同年九月郵政管理局官制、郵政局官制を公布實施し、制度の改善に努め、從業員の補充、現業機關の新増設や業務規定の制定並びに改正を斷行、漸次態勢を整へ中央機關としての統制事務も康徳三年十一月機構改革により郵務局の一部を總務司に移管したが、國運の發展に伴ひ内外の諸情勢に對處するため、康徳四年七月中央行政機構の大改革が斷行されて郵務司及び總務司の一部を併せ之を交通部外局たる郵政總局として現在に及んでゐる。(次表參照)

二、電 政

舊政權時代の電機通信機關は東北電信管理處の所屬であつたが、これまた建國と同時に交通部に於て統一することとなつたが關東州内日本側通信機關の存在及び滿鐵附屬地に於ける日滿兩通信機關の併立等は種々の點に於て不便であるばかりでなく經濟上からも不合理な情勢に



(註) 郵政局は普通郵政局と特定郵便局(日本の三等郵政局に當る)の二種に分かつ。

あつた結果、これが一元化を圖るため事業機關として日滿合辦の特殊會社「滿洲電信電話株式會社」が設立され監督機關として現在では、郵政總局電政處並びに各管理局の電政科において監督事務を取扱つてゐる。

王道國家の通信制度として完璧を期するため、中華時代の營利に偏した事業運營方針を放棄し、何處までも郵

政の公共性を強調し國民文化の向上、産業經濟の伸張或ひは對外情勢の推移に即應し、日滿不可分の根本義に則り制度を整へ、物心兩面の充實強化を圖り、國民のため國家のための郵政事業經營を目指し、殊に産業五ヶ年計畫、開拓國策の遂行に必要な通信施設の充實強化に意を注ぎ、サービスの改善を圖り進んでは日滿蒙支歩

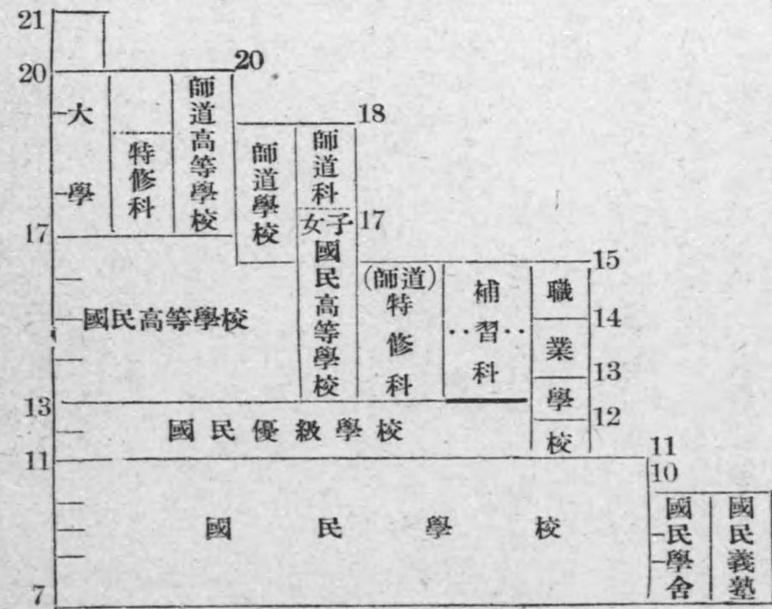
調を合せ東亞通信プロックの達成に努め、更に世界各國と協調し國際通信界と密接な連繫を保ち公企業である通信事業を、眞に社會生活の大動脈たらしめんと努力してゐる。

三一 教育

一、學校教育

建國直後の滿洲國に與へられた最重要な事業は、教育制度の確立にあつたことはその適否如何が直接一國の將來に影響することから見ても、又特に滿洲國のやうに建國早々而も複合民族から成る國家である點から見ても、至極當然なことであつた。併し如何に教育が重要であつても、簡単に急場の間に合ふ筈が無く應急措置として舊政權時代の制度を多少改編し教科書も取敢へず四書五經を講讀させ漸次新教科書の編纂に着手するといふ方針を採り、一方に新學制の創造に努力を拂ひ、國內教育の實態調査に或は諸外國の教育制度の検討に不斷の努力を續け、一日も早く滿洲國の國情に適應する制度の確立を期し、更に慎重審議の結果成案を得て康徳四年五月二日

皇帝陛下訪日宣詔第三周年記念の佳節に新學制の制定公布を見、同五年一月一日から實施されたのである。滿洲國の教育制度は初等教育、中等教育、高等教育の



三段階となり師道教育と職業教育の二部門となつてゐる。現行學制による學校體系を示せば前頁の通りである。

(數字は年齢)

初等教育機關には國民學校及國民優級學校があり、前者の修業年限は四箇年、後者は二箇年である。國民學校の設置困難な地域又は不適當な地域には國民學舎を置いて之に代へ、私立の國民學舎に該當するものを國民義塾と稱してゐる。中等學校以上は實業教育又は實務教育であつて學校體系の各段階に於て完成教育たらしめることを要綱とし、國民高等學校は一校を單位として工・商・農・水産・商船の五科、職業學校には農業、商業、工業の各校がある。

高等教育は師道高等學校(吉林) 農業大學(奉天、哈爾濱) 工業大學(哈爾濱) 醫科大學(新京、哈爾濱、佳木斯) 盛京醫科大學(私立) 法政大學(新京) 國立大學哈爾濱學院(哈爾濱) 工鑛技術院(新京、奉天) 新京畜産獸醫科大學、開拓醫學院(哈爾濱、齊齊哈爾、龍井) 臨時農業教師養成所(奉天)の各校がある。
在滿日本人子弟の教育機關 治外法權撤廢後の滿洲國內日本人教育は條約附屬協定第十五號により日本政府

に於て取扱ふこととなり、監督行政機關として最初大使館教務部を設置したが、在滿日本人教育の重大性に鑑み昭和十五年四月これを在滿教務部とし一層の充實を計り日本學校組合、普通學校組合(半島人教育) 學校組合聯合會(中等學校)等が學校經營を行つてゐる。

小學校(一般地)	二〇四校	七九、七三四人
小學校(開拓地)	一〇五校	七、二三六人
中 學 校	一〇校	六、五〇六人
高等女學校	一四校	八、二六九人
實 業 學 校	八校	二、七六〇人
青年學校	一二七校	四七、一五二人
大 學	一校	九三三人

二、社會教育

民生の振興を期するには學校教育と相並んで社會教育の必要であることは勿論で、殊に建國以前の暗澹たる社會情勢により殆ど見るべき施設が無かつたため、民智も低く國民の約八割まで文盲者を以て占める状態であつたので、建國と同時に成人教育を對象とする社會教育に意を注ぎ、民智の啓發に努め民衆教育館、民衆講習所、

圖書館の開設或ひは博物館を設置、更に映畫にラジオに文藝、音樂に文化の進展、知識の向上に凡ゆる努力を拂つてゐるが、社會教育の性質だけに未だ低いものといはねばならぬ。社會教育の中央行政機關は民生部社會司が當つてゐる。

博物館	二
圖書館	七三
民衆教育館	一〇九
民衆講習所	二、五三三
識字處、問字處	四六〇餘
民衆娛樂場	九三

三三二 宗教

一、概説

滿洲國の宗教は佛教、道教、回教、喇嘛教、基督教等であるが、回教と基督教を除いては派別も雜多であり僧侶、道士等は知識不十分で積極的救世及び救人などは思ひ及ぶ處でなかつたために、民衆の信仰は殆ど習慣と迷信とに左右され、邪教は滔々として國を覆ふの有様であ

つた。それで政府は建國後國民信仰自由の保障をすると共に正しい宗教進展を助成し、一面極力邪教を防ぎ淫祠邪祀を禁止する等之が改善に努力を續けてゐる。

道教 道教は漢民族特有の宗教である。廟宇に佛像を備へ冠婚葬祭の儀禮を行ふ等一般國民の實際生活の理想と合致するものが多いので、古くから國民の歸依するものが多く、現在の信徒は約百三十萬と推定されてゐる。又その廟宇は千山の無量觀、奉天の太清宮を初め一千五百餘あるが、その他に娘々廟、財神、藥王、關帝廟等も多分に道教的色彩を持ち、これ等も民間に可成りの勢力を持つてゐる。

佛教 佛教の傳來は遠く一千五百餘年前であつて、爾來次第に傳播され現在佛教の寺廟はその數實に二千二百二十七を算へ信徒數は二百七十八萬餘とされてゐる。

日本佛教との提携も成り、康徳元年七月日本で開かれた汎太平洋佛教會議には、哈爾濱極樂寺如光法師を初め二十五名の出席を見たが、爾後交換留學僧制度を定め哈爾濱極樂寺と日本天臺宗との間に青年僧の交換修業が行はれてゐる。

康徳六年五月政府及び協和會指導援助の下に滿洲佛

教、日本佛教、朝鮮佛教及び喇嘛教を打つて一丸とする滿洲國佛教總會の誕生を見るに至つた。在滿の僧俗の四衆(比丘、比丘尼、優婆塞、優婆夷)を會員とし、建國精神に即して正法を高揚し民族協和國運隆昌を期するのを目的とし、會員相互の連絡協調、布教者の指導養成、佛教の教理教義及び制度の調度研究、民衆の教化及び排共運動等の事業を行つてゐる。

基督教 滿洲の基督教には希臘正教、耶蘇教、天主教が行はれてゐる。希臘正教は在滿の白系露人を中心として信奉され、東支鐵道と共に滿洲に來たものと、北京布教本部に屬するものとがある。耶蘇教(新教)は西曆一千八百六十六年英國の宣教師ウイリアムが滿洲に傳道旅行をしたのが嚆矢である。

民族別には日系、鮮系、滿系、外國系とに區別される。滿系耶蘇教が最も多くの教派を有つてゐる。主なる宗派は滿洲基督教長老會、基督教坎合掌大長老會、基督教信義會、北滿基督教浸信會、基督復臨安息日會、滿洲基督教撤冷會、基督教監理會、北滿基督教路得會、神召會、基督志聚會、聖書公會、滿洲基督教會等があり、滿洲基督教聯合會を組織してゐる。又天主教の傳來は西曆

千八百七十三年佛國人エフ・ビー・シーモンが營口で傳道に著手したのが初まりで、漸次全滿に普及され教堂三百二十五、十五萬八千の信徒數を有してゐる。

喇嘛教 喇嘛教は紀元第五世に西藏に起つた佛教の一派で青海、内外蒙古を経て滿洲に入り興安四省を初め熱河省、錦州省を主として一般に傳へられたが、蒙古王公貴族と政治的支配、清朝の蒙古統治政策等は蒙古社會に同教を徹底的に浸潤させ興安全省の喇嘛數は蒙古族男子の六分を占めると言はれてゐる。

現在滿洲國內の喇嘛の總數は正確な數字を缺いてゐるが寺廟一千四十一、喇嘛數二萬六千九百餘、信徒は尙ほ一部青年階級を除く全蒙古人と見ても誤りはない。

回教 回教の滿洲に傳來した時代は詳かでないが、四百年前(明嘉靖時代)錦縣に青眞寺の設立を見たのを初めとし其後漸次國內各地に散布を見たもののやうである。回教の特異とする所は、偶像崇拜の拒否で、平和、安全、救濟、恭順を教旨とし、他教徒と結婚せず豚肉を食はずその婚葬の禮式も滿漢族と異つてゐる。廟宇數は二百十九、布教者は六百二十五、信徒數は十六萬で奉天省に最も多く、吉林省、安東省これに次いでゐる。

二、神社

神社は日本國民總ての敬神崇祖の對象として、國威發揚の先驅として來滿せる人々によつてそれぞれの地に奉祀され、凡そ日本人相當數集團するところにはその奉祀を見ないところはなく、都市は勿論遠隔な開拓地にあつても氏神様を分祀し日本精神訓育の道場として國民活動の源をなしてゐる。滿洲の神社は百三十四（昭和十五年七月現在）で祭神は總攬神たる天照皇大神を奉齋するものが主で、他に若干の神祇を奉祀するもの、或は大國主神、明治天皇、事代主神、靖國神を祭神するものなどがある。

三、忠靈塔

祭神は日露戰役、鄭家屯事變（大正五年）西比利亞出兵（大正七年）寬城子事變（大正八年）並びに滿洲事變以後の忠死者で、承德には今次の支那事變忠死者も含まれてゐる。その他表忠塔、忠魂碑等は各地に建立されてゐるが各地共國民崇仰の參詣者のもとを絶たない。

旅順表忠塔 旅順白玉山

大連忠靈塔	大連中央公園
遼陽忠靈塔	遼陽驛南方
奉天忠靈塔	奉天千代田廣場
安東納骨祠	安東鎮江山
新京忠靈塔	新京
哈爾濱忠靈塔	哈爾濱
齊齊哈爾忠靈塔	齊齊哈爾
承德忠靈塔	承德

三三 社會衛生施設

一、社會施設

建國以前の滿洲の社會事業は、宗教團體によつて局部的に行はれてゐたが、建國後政府は積極的に之が促進に乗り出し中央、地方の各行政官廳にそれぞれ社會事業指導統制機關を置いて不幸な同胞の救恤に當らしめ、以て王道樂土の眞諦を發揮することとなつた。即ち醫療方面に於ては政府自ら保健衛生に力をそそぎ、公醫制度の確立、診療所の設置、その他防疫施設の完備及び保健衛生思想の向上に又備荒救貧施設として義倉制度を樹立、行

路病死者の辨理規則を公布し、或は應募兵の家族救助、罹災救助に當つてゐる。

中央社會事業聯合會 政府の根本方針に基いて滿洲國各地方社會事業聯合會及び一般社會事業の連絡、統制、促進を圖る目的で大同三年二月組織されたもので事務所を民生部内に置く。

地方社會事業聯合會 省内社會事業の健全な發達を圖り社會事業團體の指導連絡に當るため大同二年以來漸次各省市に社會事業聯合會を設立してゐる。これは省市社會行政の側面的補助機關としての機能を發揮すると共に中立社會事業聯合會の指示に基き同様の事業を行ひつゝある。

滿洲國赤十字社 戰時事變に於ける救済及び之に必要な救護員の養成或ひは藥品材料の蒐集並びに平時に於ける社會事業の遂行を目的として恩賜財團普濟會及び日本赤十字社滿洲委員部の事業を繼承し、康德五年十月一日創立されたもので、現在この目的を達成するため戰時救護事業を初め、平時の救護事業、病院の經營、社會事業の奨勵助成、醫療保護事業、聾啞學院の經營、兒童保護事業、隣保館の設置等を行つてゐる。

義倉制度 農村生活の貧困化を防止するため、康德二年八月民生部令四十號を以て義倉管理規則が公布され、同時に本制度助成のため基金及倉庫建築補助金を各縣に交付し、各縣に於ては之を基礎として毎年穀物を徵收積

立て災害地窮民をして地方自主的救済に當ると共に、更に進んで民食の不足を補給し、或ひは産業資金を貸與する等防貧事業を兼ねしむるやう努め、康德七年度には備荒貯蓄に主眼を置くやう規則の改正を計畫した。

民間事業團 現在滿洲に於ける民間社會事業團體として財團法人同善堂、世界紅十字會、滿洲帝國道德總會、全國理善勸戒煙酒會、滿洲國博濟慈善總會、惜字會、孔學會等がある。

二、衛生施設

國民醫療機關は近年急速な擴充を見て、康德七年度現在國立醫院四、市縣旗立醫院五〇、その他準公立醫院五七、病床總數六、二九六に及んでゐる。

醫師 從來醫療機關の人的要素であるところの醫師、齒科醫師、藥劑師、助産士等については何らの管理法規なく國民衛生上憂ふべき點少くなかつたが、政府は康德

三年十一月醫師法及漢醫法並びに其の施行規則を、康德四年には齒科醫師法、藥劑師法、看護婦及び助産士規則等をそれぞれ公布し、五年よりは檢定を實施しその素質の向上、並びにその統制を圖り漸次改善を見てゐる。康德六年末に於けるその數は醫師四、一〇五人、漢醫一八、四〇二、齒科醫師六〇三、藥劑師七〇〇人である。

戒煙制度 政府は大同元年十一月阿片法公布以來政府指定の阿片零賣所戒煙所の設置又は罌粟栽培の取締或は康德五年一月中央禁煙促進委員會の設立等、阿片吸飲禁斷主義に基く癮者及麻藥中毒者の漸減に努めたが、康德六年十二月には阿片法の改正と同時に禁煙總局官制並びに管煙所官制を制定公布し、癮者及び麻藥中毒者絶滅に完璧を期してゐる。

三、在滿日本人の健康狀況

在滿日本人の死亡率は日本内地より低くなつてゐるが、老人の少ない土地であり、又結核等の病人が内地に歸つて死亡する場合もあつて、之らは死亡統計に現はれぬ關係もあり、その死亡率ももつと大いに見ねばならぬ。

在滿内地人及び日本内地人死亡率比較(千人につき)

死 因	在滿日本人		日本内地	
	本學童	地學童	本學童	地學童
呼吸器病(結核を含まず)	三・〇九	二・九〇	三・〇九	二・九〇
消化器病(同)	二・一七	三・四六	二・〇六	一・九一
結 核	二・〇六	一・九一	二・〇六	一・九一
傳染病	二・八八	一・二九	二・八八	一・二九
死亡率	一五・二〇	一九・四八	一五・二〇	一九・四八
在滿日本學童(五—十四歳)及日本内地學童死亡率比較 (一萬人につき)				
死 因	在滿日本學童	日本内地學童	在滿日本學童	日本内地學童
結 核	一二・五	七・六	一二・五	七・六
傳 染 病	一六・七	五・六	一六・七	五・六
呼 吸 器 病	八・五	五・三	八・五	五・三
消 化 器 病	七・五	六・五	七・五	六・五
腦 膜 炎	二・一	四・七	二・一	四・七
總 死 亡 率	五六・九	三九・一	五六・九	三九・一

内地の學童に比べて特に缺陷があるのは近視と齲齒で前者は小學兒童一千人につき滿洲は三・一四内地は一七・八後者は八・三〇對六一・四である。なほこれを滿人の學童に比べると近視は殆ど無く、齲齒は在滿日本學童の約二分の一程度である。

三四 生 活

衣 在滿日本人の子供服と、男子の勤務服は殆んど全部洋服で、婦人服と男子の家庭着は内地と變りなく、嚴冬の候も襯衣を一枚多く着ることゝ外出の際に外套(厚手のもの、裏に毛皮又は眞綿をつけたもの)を用ゐることとで寒氣は凌ぐことが出来る。滿洲人の用ゐる滿洲服は寒暑に對し、最も理想的な衣服で衛生上日本服に勝る點が多いが、日本人で滿洲服を平常用ゐてゐる人は尠い。

中銀調査の生計費指數によると滿洲に於ける被服費は康德三年平均を百として六年九月は新京二一七・三七、奉天は二一七・七二、哈爾濱二〇六・九一と何れも相當の騰貴を見せてゐるが、本統計は滿人を主體としてゐるから、日本人の場合、騰貴は一層大きく見るのが至當であらう。併し一方協和服普及の如き服裝改善運動が相當徹底してこの點は寧ろ内地よりも實行されてゐる。

食 米は現今では滿洲産米の生産高が年々増加して居り、その質は産地によつての優劣はあるが、内地米に遜色のないものもある。併し、人口の増加は需要を充すに

足らず日本及朝鮮から多量に輸入してゐる。副食物の野菜類肉類等は滿洲に産するものが低廉で、而もその風味は内地のものとは大差ないが、近時は交通の便よく、内地、朝鮮、臺灣からの輸入が頻繁となつて日常食料品は内地と同様入手することが出来、新鮮な魚肉類を常に賞味し得られる。滿人の食物は上流、下流の生活状態によつて著しい差異があるが、主食物は米・高粱・小麥・粟等で副食物は動物性食品が多く攝られる。

住 滿洲の生活は冬季半年に亘つて防寒・保温・採暖を必要とするので、日本人の住居は煉瓦又は石造で窓及び戸口は二重とし、暖房としてはスチーム・温水暖房・ペーチカ・ストーブ等が用ゐられ滿式住宅では炕(カン)が重用されてゐる。日本人の住宅では内地と同様に疊が用ゐられてゐる。

滿洲主要都邑の住宅問題は急激な發展により何れの土地に於ても其の不足が叫ばれ、新京、奉天等は、建國當初から一般民家、官舎等の新築が相當盛に行はれ、その工事施工を見たが尙その需要を充すに至らず今後數年はこの住宅難時代を持続するものと思はれる。政府としても當問題解決の一方法として滿洲房産株式會社なる特殊

會社を設けて住宅の建築、管理並に資金の融通に當らしめてゐる。康徳五年、六年に於ては建築資材の高騰、配給不足を來し建築工事の進捗上稍支障を生じた状態であつた。尙都會及開拓地に於ける最も滿洲に即した住宅、建築の研究は盛に行はれて居る。

三五 觀光地

- 大連……埠頭、甘井子埠頭、碧山莊、工業博物館、大連神社、沙河口神社、太子堂、大廣場、忠靈塔、星ヶ浦、露店市場、老虎灘、靜ヶ浦、傳家庄
- 旅順……博物館、記念品陳列館、二〇三高地、戰蹟一巡、表忠塔
- 金州……南山、三崎山、響水寺、乃木中尉之墓、和尙山
- 熊岳城……溫泉、城内、望小山、海水浴場
- 營口……楞嚴寺、舊砲臺、遼河バス、田莊臺
- 大石橋……紅旗街、娘々廟
- 鞍山……八卦溝西大門、製鋼所
- 遼陽……城内中央、首山堡、太子河
- 煙臺……東煙臺

- 奉天……忠靈塔、奉天神社、千代田公園、平康里、北陵、東陵、故宮、法輪寺(北塔)、大清宮、北大營、大南門、珠林寺、萬泉園、國立博物館、北陵賽馬場、文廟、皇姑屯
- 撫順……東郷、楊柏堡、老虎臺、千金寨、古城子、撫順城、大宮屯、大山坑、塔連、劉山、龍鳳
- 鐵嶺……龍首山、城内
- 開原……石家臺、開原城
- 四平街……鐵東滿街、海豐屯
- 公主嶺……敷島街、公主嶺
- 新京……西公園、城内五馬路、道頭街、寬城子、南嶺、新發屯、兒玉公園、大同公園、牡丹公園、忠靈塔、新京神社
- 安東……鴨綠江鐵橋、滿洲街入口、元寶山、桃源
- 鳳凰城……城内、草河渡城、大堡、石頭城、鳳凰山城、白旗
- 本溪湖……太子河
- 大虎山……城内
- 錦州……北大營、城内
- 連山……城内、江家屯

- 興城……城内、溫泉
- 山海關……南海、天下第一關、二部廟、城内
- 赤峯……圍場、隆化
- 凌源……城内
- 承德……市内、喇嘛廟巡り
- 北票……北票炭坑、礦工村
- 鄭家屯……荊山門、新市街、西大街
- 洮南……市内、雙塔子、突泉縣、索倫、五叉溝
- 齊齊哈爾……市内、城内、忠靈塔、甘南
- 克山……拜泉、德都、城内
- 海倫……城内、拜泉
- 綏化……十字街
- 呼蘭……城内十字街、公園
- 訥河……城内、嫩江、四站
- 五常……城隍廟、關帝廟、娘々廟、榆樹
- 吉林……新開河、北大街、北山、松花江沿岸、文廟夏山城子、
- 敦化……敦東城、砲臺山、北山、沙河船
- 延吉……城内、西公園、鮮人街
- 圖們……國際鐵橋、渡船場

- 朝陽鎮……金山縣、輝南縣、土肚川、樺甸街
- 西安……東門
- 哈爾濱……埠頭區、新市街、馬家溝、志士之碑、傳家甸、舊哈爾濱、哈爾濱神社、孔子廟、中央寺院、ウクラインスキー寺院、ソフイスキー寺院、極樂寺、松花江太陽島

三六 土俗人形

古來滿洲は多くの民族の興亡隆替した土地であつて、大體清朝の中期に到るまで固有のツングース族と見做さるる人種によつて國家が形成されて來た。が、近世では清の太祖が漢人種の明朝を倒して蒙古種族の國家を形成し、有名な康熙帝に至つて事實上支那全土を統一したといへ、その二百七十年間の清朝も一九一一年武漢に擧げられた「滅滿興漢」の旗に押され、南方から陸續と押し寄せて來る「民族の波」には清朝封禁の地である滿洲も遂に漢人文化に同化され、その言語さへも完全に失つてしまつた有様であるから近世の滿洲文化は漢民族の文化を根源とし、滿洲の自然的環境に制禦されて發達したものであり、現今の滿洲の土俗玩具もこの漢民族の文化

移動を考慮しなければ意義をなさないし、また北支那の玩具と比較検討をなさねば滿洲の土俗玩具の研究は完成出来ないであらう。

故に現在見ることの出来る土俗玩具の歴史は比較的新しいもので、滿洲族と漢民族の文化交流は周漢時代より始つたといへ、滿洲に於て漢民族が玩具を生むほどに文化的安定を得たのは清朝の末期ごろからではないかと思はれる。

滿洲の土俗玩具は、日本内地のものと較べると非常に原始的である。それは文化や宗教の相違から来るものであり、文化の混亂によつて發達を阻止されたのが原因で、即ち前述の如く歴史的に滿洲は古代から今日に至るまで、すべて移住民によつて争鬭が繰り返された土地であるからである。

近代に於てもロシアの滿洲進出によるスラブ文化の流入、中國革命、次いで日本の新しい科學と資本の移入等により滿洲は滿洲事變前まで文化的に一種の混亂を極め土俗玩具は遂に發達の途を失ひ質に於てはセルロイドとブリキに逐はれ、量に於ては機械生産に壓倒されて遂に滿洲の原始的玩具は貧困なるままに死に瀕してゐる現状

である。

滿洲では宗教に關聯して多くの玩具が創り出される。滿洲に於ては寺廟の祭禮期でないと多くの種類を蒐めることが出来ない。勿論日本各地の所謂創生玩具や北京、天津方面の新しい玩具等は大连や奉天でいくらでも賣つてゐるが、滿洲の土俗玩具は何時でも手に入れることは容易でない。それは製作者の少いことと、製作技術が幼稚な手工業的範圍を出ないこと、その上にセルロイド、ブリキの玩具に壓倒され、商品として成立出来ないからである。従つて祭禮時の如き多人數の集る場所でないと思はれないのである。

今單なる紹介の意味で形と材料による一般的なものを掲げよう。なほその前に一言したいのは滿洲の土俗人形はその色彩を見ないと何らの特徴も價值もない。大陸的な強烈にして單純な色彩こそ滿洲の自然と民族の生活感情を表現し得て遺憾ないものである。

撥不倒(ハンブタオ) **起上り小法師** これは祭禮時必ず見ることの出来るもので、上部は張り子、下部の重心になる坐りは土塊である。大きさは三尺餘のものから寸餘に及ぶものまであり普通二、三寸から一尺ぐらゐまで

のものが多く。

泥々(娃ニワワ) **泥人形** 泥で作つた人形で一般に滿洲の土俗人形は燒製してゐない。従つて粘土製であるが非常に脆い。娃(ワ)とは元來美女の意で娃々(ワワ)とは泣聲から來た赤ん坊の意である。

泥鷄兒(ニニチル) **にはとり** これも各地とも種類の多いもので、型も秀れたものがあり、復州城内の泥鷄兒の如きは、その色彩と共に珍重すべき作品である。

泥鴿子(ニニコツ) **ニ鶴** これも鷄に次ぐ數多いもので、日本の鳩笛式のものも相當にある。

泥狗(ニゴ) **ニ犬** これは泥娃々、泥鷄兒、泥鴿子等に較べて種類こそ少いが各地に於て多少は手に入れることが出来る。

搖鼓(ヤオクウ) **ガラガラ人形** 泥製の人形の中心が空洞になつてゐて、そこへ丈夫な紙を張り、柄のところは妻楊子大の竹が、ねじた紐によつて取つけられ、柄をもつて人形を廻すと柄に仕掛けられた齒車式のブリキ又は厚紙によつて人形の太鼓を叩くやうになつてゐる。

その他 泥製のものには、以上の赤ん坊、鷄、鳩、犬等が最も多く、これは生活と親しみの深い動物を先づ作り

出す、ごく自然的な現象で、いづれの國に於ても同じ玩具形式である。その他に泥製のものでは、かはせみ、蛙、山がら、馬、猿、龍、などが多く、次に獅子、虎、果實では桃、柘榴が多い。

布老虎(ブテオ) **縫ぐるみの虎** これは栗殼など入れた縫ぐるみの虎であつて、これは各地によつて色色なものがあり、大きいのは長さ一尺餘もあつて前後に頭があり、子供の枕に使用する。

糝粉細工 これは、粳米の粉を水で捏ね、蒸して餅の如くしたもので人形や小動物を作り簡單な色を塗つたものである。

滿洲の土俗人形としては大別して以上のやうなものであるが、この外に滿洲旗人の人形や明代の周憲王の戯曲・八仙慶壽に取材した八仙人の人形、高粱細工または紙細工の人形・宗教的替身(テイシエヌ)など、地方的な特殊な人形は多いが、滿洲全體として見る時は以上の如きものが各地に於て求めらるるもの大體の形式である。

三七 旅行上の注意

一、序

服装 鐵道を離れ奥地深く入る人は別として、沿線主要都市視察の旅行ならば日本内地のそれとさう變りはないが、特別に携行を要するものはないが、氣候が大陸的で夏期でも夜間は涼氣を覚えることがあるから腹巻、セーター類の用意があれば申分ない。雨は比較的少いから洋傘よりもレインコートの方が便利で冬も普通の厚手の外套でよい。

携帯品 外國製寫眞機、望遠鏡等を携帯する人は海路大連行の場合は神戸又は門司税關で、陸路朝鮮經由の場合は安東驛内、新義州税關出張所で、清津・雄基上陸の場合は上三峯驛又は圖們驛内税關出張所で携帯證明を受けて置かぬと歸路課税されることがあるから注意を要する。

要塞地帯 左記は要塞地帯であるから寫眞撮影或は描寫には要塞司令官の許可を得なければならぬ。

大連及びその附近。旅順及びその附近。鴨綠江鐵橋兩橋臺附近。北鮮三港附近。

税關検査 旅客の携帯手荷物には左記各地に於て税關の検査がある。

大連——陸路北行の際大連驛構内にて滿洲國税關

安東——北行南行共安東驛構内で滿洲國及び朝鮮税關の検査がある。

圖們、上三峯——當國境を通過する者は驛構内及びホームで税關検査がある。
天津、塘沽、牛莊、青島等上陸地點、陸路山海關列車中で検査がある。

神戸、門司で乗船の際は其地税關、反對に大連より乗船の場合は船中で日本税關の検査がある。

關釜連絡船 上陸前船中での日本税關の検査には旅客は必ず自ら立會はなくてはならない。殊に安東驛では鮮滿連絡旅客の手荷物は停車中列車内で検査があるが託送の手荷物は必ず検査場に立會はねば該荷物は引卸されたるまま其驛に留置かるる恐れがある。

携帯煙草の輸入制限 滿洲から朝鮮へ又滿鮮から内地に入る旅客の携帯出来る自用煙草制限は一人につき一種の場合

- ・葉卷 煙草 二十五本以内
- 草 卷 草 五十本以内
- 刻 煙 草 十五匁以内

を限り、それ以上は携帯することが出来ず、右制限内

でも必ず税關吏の検査を受けて通關のスタンプを得なければならぬ。

二、日滿支間旅行特別の注意

身許證明書 所轄警察署又は所屬官廳發行の身許證明書が是非必要である。

防疫證明書 支那方面に旅行の場合は種痘證明書、コレラ、腸チフス等の豫防注射證明書を必要とする場合があるから注意を要する。

携帯通貨申告書 爲替管理法により二百圓以上の通貨を内地から携出の場合は大藏大臣の許可を要する。百圓紙幣の外國携出は絶対に禁止されてゐるから豫め取替へおくこと。

通用貨幣 滿洲國內は何處でも日本通貨及滿洲國幣で差支へない。

列車運轉時刻 滿洲内の各鐵道は二十四時間制を採用し、時刻表も凡て之に準據する。たとへば十五時半發は午後三時半發である。

三、軍事機密地域旅行者の注意

昭和十三年二月十三日から滿洲國治安部令により軍機保護法施行規則が實施され、この地域へ旅行する場合は所轄警察(已むを得ぬ場合は最寄警察官署又は鐵道警護隊長)發給の旅行許可書を携帯しなければならぬ。又同地域内では治安部大臣發給の許可書がなければ測量、觀測、調査、撮影、模寫その他之に類する行爲が嚴禁されてゐるから旅行者は特に注意を要する。

鐵道線——北黑線龍鎮以北各驛

自動車線——哈同線二龍山同江間、黑河省内全路線、北滿江運局船舶航路——樺川埠頭以北及黑龍江各埠頭

三八 祝祭日一覽

元旦 陽曆一月一日、各官公署機關では拜賀式を行ふ。三日間休暇す。

春節 陰曆一月一日、各官公署機關は二日間休暇す。一家揃つて接神の儀を行ふ。

萬壽節 陽曆二月六日、三千萬民衆の共に相敬仰する滿洲國皇帝陛下御誕辰の佳節である。

元宵節 陰曆正月十五日、端午節、仲秋節と共に三大節

句の一つである。

紀元節 陽曆二月十一日、日本に於ける紀元節を滿洲國に於ても慶祝す。

建國節 陽曆三月一日、各官公署機關を初め民間に於ても盛んに祝賀をなす。

春丁祀孔 春祭は陰曆二月上丁日、秋祭は同八月上丁日であつて孔子を祀る。

祈穀祭 陰曆の穀雨日で年穀の豊穰を神々に祈らせ給ふ儀式である。

天長節 陽曆四月二十九日、友邦日本國の天長節を滿洲國に於ても七大慶祝日の一つとして奉祝す。

宣詔記念日 陽曆五月二日、康徳二年四月皇帝陛下御訪日より御歸還後同年五月二日なされた日滿關係不可分に關する詔書の渙發を記念し、康徳三年の當日官民各機關をあげて全國的記念祭が行はれ、更にこの日を永久に滿洲國の祝祭日とすることになつた。

端午節 陰曆五月五日、端陽節とも言ひ、各商民みな酒筵を張る。

建國忠靈祭 春祭は陽曆五月三十一日、秋祭は陽曆九月十九日であつて滿洲建國に殉じたる官民の忠靈を祭祀す。

す。

建國神廟創建記念 陽曆の七月十五日で天照大神を奉祀し、滿洲國の大本を定められた記念日である。

中秋節 陰曆八月十五日
嘗新祭 陽曆の十月十七日である。

除夕 陰曆十二月末日で一日休暇す。大過年と言ひ、除夕の前一日を小除夕ともいふ。

年末休暇 新曆十二月二十九日より三十一日までは年末休暇である。

滿洲日日新聞社發行圖書

書名	定價	發行人	發行年月日
滿洲草分物語	一・五〇	昭和	二・四・五
滿洲都市の新相貌	七〇	〃	三・一五
滿洲國の産業統制	二・五〇	〃	五・二七
北支經濟大觀	一・〇〇	昭和	三・八・二五
全日本に揚がる民族行進譜	三〇	〃	二・二・二〇
日本人發展報告書	二〇	〃	一・一・三五
全日本青年團は滿洲を此の如く觀る	三〇	〃	一・二・一〇
滿ソ西部國境と原住民	二・三〇	〃	一・二・三〇
スタコラ三ちゃん	三・五〇	〃	一・三・一・二
滿洲年鑑(昭和十六年版)	一・五〇	〃	一・五・二・五
大陸開拓精神叢書	四〇	〃	〃
滿洲童話作品集(一)	一・八〇	〃	一・五・一・二五
明日の日本人	八〇	〃	四・二・五
奉天鐵西工業の全貌	一・〇〇	〃	四・五
一枚の屋根根瓦	一・二〇	〃	一・三・九・五
ソヴェート經濟を衝く	一・〇〇	〃	一・四・四・五
滿洲雜曆	一・四〇	〃	一・四・二・二五
虎	一・八〇	〃	一・六・二・一〇

躍進滿洲概觀

頒價五十錢

昭和十六年四月十日印刷
昭和十六年四月十五日發行

著作人

滿洲日日新聞東京支社
東京市京橋區銀座七ノ四

發行人

中澤不二雄
東京市牛込區市ヶ谷八番地

印刷人

平石恒夫
東京市牛込區櫻町七

印刷所

大日本印刷株式會社
榎町工場
東京市牛込區櫻町七番地

發行所

滿洲日日新聞社東京支社
大連日日新聞社
東京市京橋區銀座七ノ四
電話銀座(57)三四七〇番

同和自動車工業株式會社



滿洲土木株式會社

奉天市大和区稻葉町二番地
電話代表 三—四五二七番

電氣 工事材料 輸入卸商
 機械工具
 鑛工業用諸機械工具販賣

奉天市大和區富士町第壹號

三光電化洋行

取締役社長 西山柳藏

松下電器の **ナショナル** 製品總代理店

友社

滿洲電業指定
 電氣百貨店
 マイカー探險
 貿易商

株式會社 金錫工廠
 三光電化洋行
 サイビスステーション
 三光鑛業合資會社
 西山柳藏商店

奉天市瀋陽區惠工街二ノ六
 奉天市大和區平安通り四
 奉天市大和區富士町一號
 大阪市西區奧美町廿二

電話③ 三三七九番
 電話② 三二八八番
 電話③ 七九五二番
 電話③ 四四一五番
 電話新町三七八九番

各種電球、標示球
 グローブ、セード
 屋内外照明器具

一般電機機械器具
 絶緣材料テープ、ファイバー
 絹卷瓦斯卷各種電線
 鑛山用電氣機器各種

製造販賣

奉天市鐵西區勸工街三段十二號



美德電氣株式會社

電話③ 四四四九番
 振替口座奉天四三四二番

大連事務所

大連市山縣通五(第一山縣ビル)
 電話② 五三二六番

東京出張所

東京市澁谷區向山町六〇番地
 メトロ電球株式會社内
 電話高輪④ 六三七〇番

大阪出張所

大阪市北區會根崎上三丁目(梅田
 新道交叉點)太平ビルヂング内
 電話北 一三三四番

株式
会社

滿洲工廠

滿洲工作機械株式會社

滿洲鑛物株式會社

終